
聖籠町行財政改革大綱

聖籠町定員管理計画

2019年2月

聖籠町

目次

第1部 行財政改革に取り組む背景	1
第1章 大綱を策定した背景と位置づけ	2
1 大綱策定の背景	2
2 大綱の位置づけ	2
第2章 これまでの行政改革 財政改革の取組と成果	3
1 4次にわたる行政改革	3
2 職員数は、平成17年比で約1割を削減	3
3 財政改革では、累計53事業で約1億円の事業費を削減	4
第3章 町の現状	5
1 町の税収は減少しつつあり 財政構造はやや硬直化の傾向	5
2 「貯金」は減少し 近年横ばいの「借金」は将来的に財政を圧迫する懸念	6
第4章 町の将来の課題	8
1 迫りくる人口減少と少子・超高齢化	8
2 超高齢化に伴う医療・介護給付費の増大	8
3 公共施設の老朽化への対応	10
4 厳しさを増す財政状況と増大する行政・財政需要	11
第2部 行財政改革の基本方針	12
第1章 行財政改革の基本理念等	13
1 基本理念	13
2 改革により実現すべき町民サービス ～未来を見据えた「3つの投資」～	13
第2章 取組の方向性	15
1 事務事業の見直し	15
2 新たな定員管理と組織再編	15
3 取組期間	15
4 検討の進め方 ～改革部会 行財政改革有識者会議 町民説明会～	15
第3部 事務事業の見直し	17
第1章 事務事業の見直しにあたって	18
1 事務事業の様々な性質	18

2 見直しの「5つの視点」.....	19
第2章 主要事業の見直し	20
1 総務・生活環境分野.....	20
(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等.....	20
(2) 主要事業の見直し.....	21
2 教育・子育て分野.....	29
(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等.....	29
(2) 主要事業の見直し.....	30
3 農業・産業観光分野.....	33
(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等.....	33
(2) 主要事業の見直し.....	34
4 福祉分野.....	40
(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等.....	40
(2) 主要事業の見直し.....	41
5 公共事業分野.....	44
(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等.....	44
(2) 主要事業の見直し.....	45
第3章 その他の事業の見直し	49
第4章 事務事業の見直しに合わせたその他の取組	50
1 公共施設のあり方を見直しに向けた検討.....	50
2 NPO法人の自立運営に向けた支援.....	50
第4部 新たな定員管理と組織再編（聖籠町定員管理計画）	51
第1章 職員の状況	52
1 職員数の状況と類似団体との比較.....	52
2 一般行政職の職員の年齢構成.....	53
3 臨時・非常勤職員の状況.....	54
4 人件費の状況.....	54
第2章 地方自治体の職員管理を取り巻く近年の動向	56
1 公務員の高齢期の雇用に関する動向と課題.....	56
2 会計年度任用職員制度の施行.....	56
第3章 これからの定員管理の方針	58
1 必要性と課題.....	58
2 これからの定員管理の方向性.....	59

3 取組方針	59
(1) 再任用職員の効果的な配置と活用	59
(2) 計画的な職員採用.....	59
(3) 会計年度任用職員制度への適切な移行と活用	59
(4) 指定管理者制度の導入等の推進	60
(5) 町民との協働の推進	60
(6) 職員のワーク・ライフ・バランスの推進.....	60
(7) 組織再編.....	60
第4章 組織再編の考え方	61
1 町民の皆様が使いやすい役場組織への見直し.....	61
(1) 役場庁舎のコンシェルジュ的機能の設置	61
(2) 担当課が複数ある事業について、窓口の一元化や事務処理体制の 見直し.....	61
2 これからの行政課題へ戦略的に対応できる組織への変革.....	61
(1) 地方分権 地方創生へ戦略的に適合できる企画力の強化.....	61
(2) インフラ施設の維持管理のための機動的な体制の構築	62
(3) 人生100年時代における、町民との協働促進及び生涯を通じた 生きがいづくり.....	62
3 組織階層の見直し.....	62
 第5部 改革の推進体制	 63
第1章 事務事業評価体制の確立.....	64
第2章 改革を町民との協働で実現するために.....	65
1 開かれた町政の実現 ～情報公開の徹底と町民協働の推進～	65
2 改革の効果検証	65
 参考資料.....	 66
大綱の策定経過	67
聖籠町行政改革推進本部設置要綱.....	69
聖籠町行財政改革有識者会議委員一覧	70
聖籠町行財政改革有識者会議設置要綱	71

第 1 部 行財政改革に取り組む背景

第1章 大綱を策定した背景と位置づけ

1 大綱策定の背景

聖籠町は、東港工業地帯を中心とした豊かな税収を背景に、普通交付税が交付されずとも、これまで様々な分野で先進的な施策を積極的に展開し、人口の増加などの成果に結び付けてきました。

その一方で、我が国は急激な人口減少と少子・超高齢化¹の進展に直面し、また、人生100年ともいわれる時代を迎えようとしています。

このことは、聖籠町にとっても例外ではありません。将来的に予想される医療・介護に要する費用の増大、公共施設の老朽化などの問題に対処しながら、子ども・若者から高齢者まで活力と安心がある地域社会を構築・維持していかなければなりません。

しかしながら、町の税収は、固定資産税の減収等で過去と比べて減少し、現状のままでは今後も減少していく見通しです。今日でも厳しい財政状況にあるなか、これから将来の課題に対して持続可能な対応を図っていくためには、ここで時代に合わせた行財政の見直しとそれによる将来への蓄え＝「行財政改革」が必要です。

2 大綱の位置づけ

この大綱は、先述の危機感の下で、改革の基本理念や実現すべき行政サービスの姿を示しつつ、そのために必要な行財政運営の見直しの方向性をまとめたものです。

取組のなかでは、第4次聖籠町総合計画を始めとする町の各行政計画に位置づけられている事業についても見直すものがありますが、町が置かれた現状や将来見通しを踏まえて、町として掲げた目標(ビジョン)を堅持し達成するため、その手法(事業)を見直すものであり、各計画の趣旨を損なうものではありません。

¹ 超高齢化：総人口に占める65歳以上の人口の割合が21%以上の社会をいう。

第2章 これまでの行政改革 財政改革の取組と成果

1 4次にわたる行政改革

町では、これまでに、国の指針等にも基づきながら、平成8年に第1次となる行政改革に着手して以来、計4次にわたり行政改革を行い、事務事業や組織機構の見直し、定員・給与の適正化等に取り組んできました。

なかでも、平成17年度に策定した新行政改革大綱では、「集中改革プラン²」として、公の施設への指定管理者制度の導入や第三セクターの見直しなどにも取り組みました。

また、平成24年には、第4次行政改革に着手し、町の持続的な発展のため、職員の意識改革と町組織の機能の再点検を行い、持続可能な行政経営体質への転換を目的に、補助金制度の見直しや職員の意識改革に取り組みました。

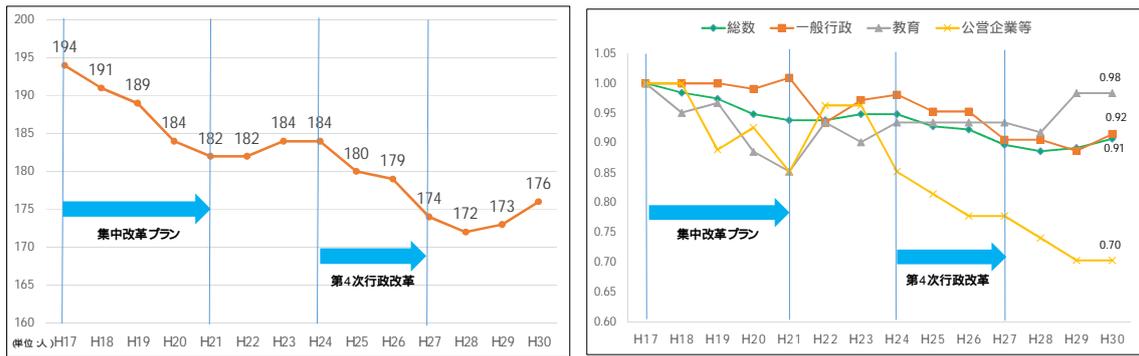
	町	対応する国の指針
平成8年	(第1次) 聖籠町行政改革大綱	地方公共団体における行政改革推進のための指針(平成6年)
平成10年	(第2次) 聖籠町行政改革大綱	地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針(平成9年)
平成17年	(第3次) 聖籠町新行政改革大綱 (集中改革プラン)	新たな地方行政改革指針(新地方行政改革指針)(平成17年)
平成24年	第4次聖籠町行政改革大綱	-

(図表1-2-1 これまでの行政改革の経緯)

2 職員数は、平成17年比で約1割を削減

集中改革プラン等に基づき実施した定員管理の推進により、町の総職員数は、平成17年度4月1日との比較で、平成30年4月1日現在で、18人(9.3%)の削減となっています。

² 集中改革プラン：総務省が策定した新行革指針に基づき、各地方自治体が平成17年度を起点とした概ね5年間で事務事業の再編・整理や定員管理の適正化に数値目標やわかりやすい指標を用いて取り組んだもの。



(図表 1 - 2 - 2 - 1 正職員数の推移 (図表 2 - 2 - 2 - 1 部門別職員数の推移 (平成 17 年度を 1 とした場合の指数))

3 財政改革では、累計 53 事業で約 1 億円の事業費を削減

平成 28 年度及び 29 年度には、町の財政状況が国や他の市町村と同様に厳しい状況が続いていることを踏まえ、福祉や教育といった施策を持続可能なものとしていくため、新たに財政改革に着手しました。

改革にあたっては、同種の事業との重複はないか、他事業との整合性は図られているかなどの視点から事業の見直しを行い、累計 53 の事業で、約 1 億円の事業費を削減しました。

H28年度実績	78,174 千円	主な対象事業	改革結果	削減額
H29年度実績	21,265 千円	太陽光発電施設設置補助事業 (H28)	廃止	3,600 千円
2か年累計	99,439 千円	長寿祝金支給事業 (H28)	一部削減	1,580 千円
		在宅介護支援センター委託事業 (H28)	一部削減	4,409 千円
		寝たきり老人等介護者手当支給事業 (H28)	一部削減	3,840 千円
		高齢者応援手当支給事業 (H28)	一部削減	7,277 千円
		私立保育園運営費補助事業 (H28)	一部削減	3,289 千円
		農産物価格安定事業 (H28)	廃止	1,500 千円
		農林水産振興事業 (H28)	一部削減	19,455 千円
		文化会館事業 (H28)	一部削減	4,774 千円
		公共施設警備業務委託 (H28)	一部削減	2,660 千円
		消防団活動事業 (H29)	一部削減	2,949 千円
		高齢者応援手当支給事業 (H29)	一部削減	2,002 千円
		こだわり農業支援事業 (H29)	一部削減	1,206 千円
		水田農業確立対策事業 (H29)	一部削減	10,000 千円

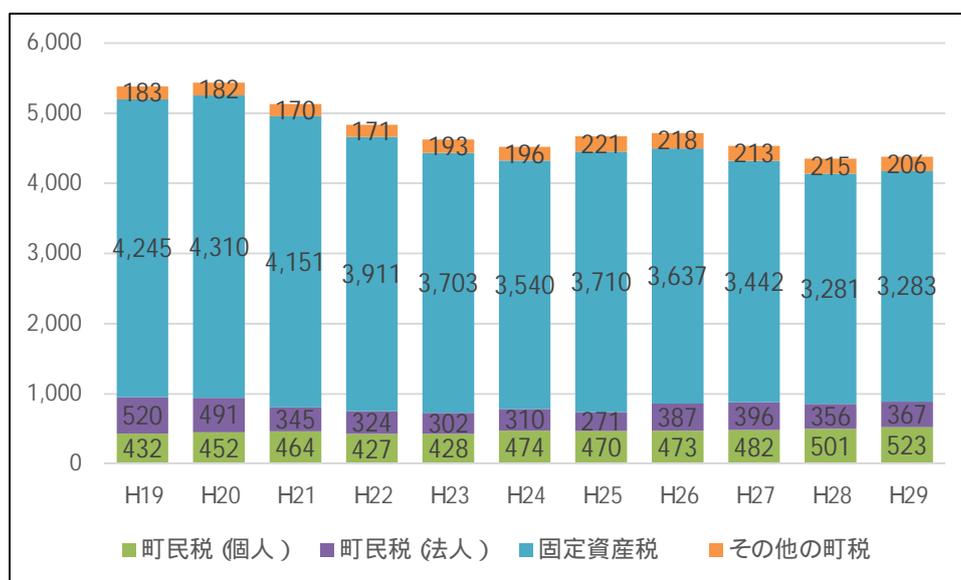
(図表 1 - 2 - 3 財政改革の実績)

第3章 町の現状

1 町の税収は減少しつつあり 財政構造はやや硬直化の傾向

町は、東港立地企業の振興に伴う固定資産税の収入を中心とした豊かな税収に恵まれ、昭和59年から30年以上にわたって財政力指数³が1.0を超える財源超過の状態となっており、地方交付税の普通交付税が不交付となっています。

しかし、近年は、固定資産税収入が大規模償却資産の逐年減価による減少傾向にあり、財政力指数も横ばいで推移しています。また、このことによって、経常収支比率⁴がやや高く、財政構造も硬直化の傾向が見られます。



(図表1-3-1 税収の推移)

³ 財政力指数：地方自治体の財政力の強弱を表し、値が1を超えると、富裕団体とみなされ、普通交付税が交付されない。

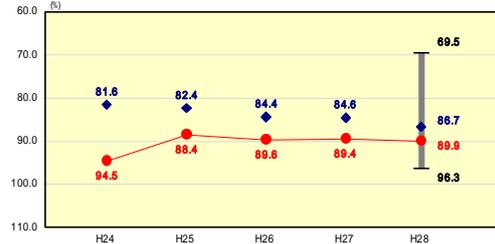
⁴ 経常収支比率：財政の弾力性を表し、値が低いほど弾力性があることを意味する。

聖籠町	類似団体内順位	全国平均	新潟県平均
1.12	2/56	0.50	0.50



(図表 1 - 3 - 1 - 2 財政力指数)⁵

聖籠町	類似団体内順位	全国平均	新潟県平均
89.9%	40/56	92.50	92.60



(図表 1 - 3 - 1 - 3 経常収支比率)⁶

凡例 (以降、類似の図において同じ)



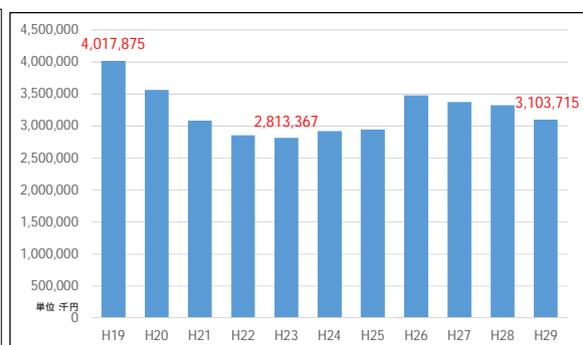
2 「貯金」は減少し、近年横ばいの「借金」は将来的に財政を圧迫する懸念

町の「貯金」を意味する財政調整基金の残高をみると、平成 21 年度をピークとして大きく取り崩してきました。

また、町の借金を意味する地方債残高(一般会計分)は、近年横ばいで推移しています。

これらの残高を町民一人あたりに換算し、類似団体⁷のそれと比較すると、特に、財政調整基金残高が少ないことがわかります。

地方債の現在の返済の負担は、類似団体と比べれば、比較的軽い状況にありますが、財政規模に占める負債の割合は、類似団体と比べるとやや高く、将来的に財政を圧迫させることが懸念されます。



(図表 1 - 3 - 2 - 1 財政調整基金残高の推移) (図表 1 - 3 - 2 - 2 地方債残高の推移)

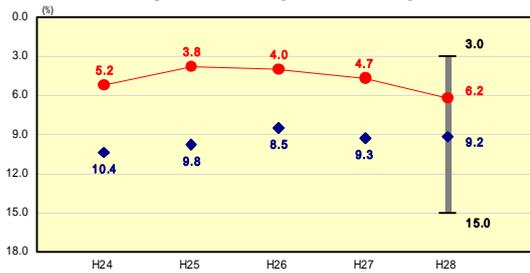
^{5,6} 出典：平成 28 年度財政状況資料集

⁷ 類似団体：財政状況や職員数の比較検討に用いるため、総務省において、人口と産業構造（就業別人口の構成比）から類似する市区町村をグループに分けたもの。

	聖籠町	類似団体
地方債	233,042円	540,303円
財調基金	36,588円	122,210円

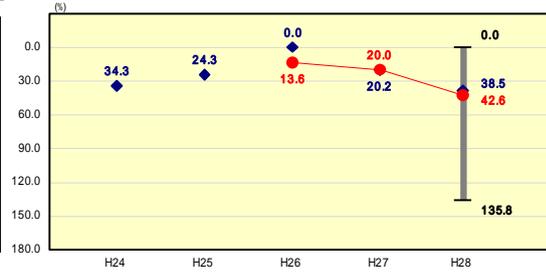
(図表 1 - 3 - 2 - 3 財政調整基金と地方債の町民一人あたりの残高)⁸

聖籠町	類似団体内順位	全国平均	新潟県平均
6.2%	9/56	6.90	11.10



(図表 1 - 3 - 2 - 4 実質公債比率⁹)

聖籠町	類似団体内順位	全国平均	新潟県平均
42.6%	31/56	34.50	102.30



(図表 1 - 3 - 2 - 5 将来負担比率¹⁰)

⁸ 出典：平成 28 年度財政状況類似団体比較カード

⁹ 実質公債費率：地方債の元利償還状況を表し、値が低いほど、返済の負担が軽いことを意味する。(出典：平成 28 年度財政状況資料集)

¹⁰ 将来負担比率：地方債など現在抱えている負債の大きさが財政規模に占める割合を意味し、値が大きいくほど将来財政を圧迫させる度合いが高い。(出典：平成 28 年度財政状況資料集)

第4章 町の将来の課題

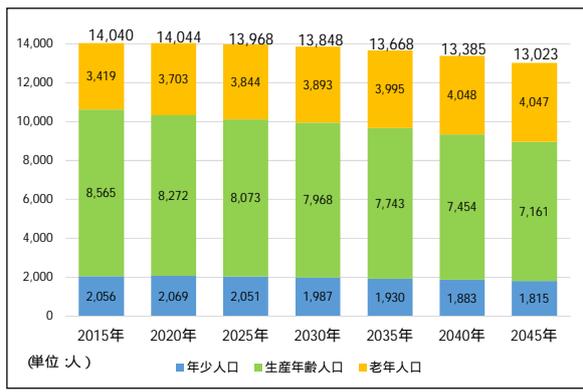
1 迫りくる人口減少と少子・超高齢化

これまで順調に人口の増加を果たしてきた聖籠町ですが、将来的な人口の見通しは楽観視できるものではありません。

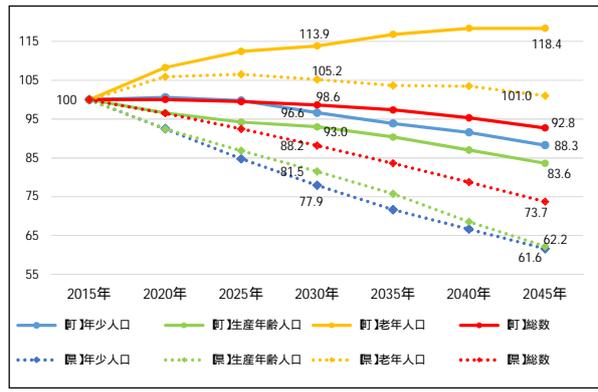
国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に行った推計によると、2015年（平成27年）度の人口と比較して、2045年までに、約1,000人が減少していく見込みとされました。また、総人口が減少していくなかであっても、65歳以上の人口（「老年人口」といいます。）は、約18ポイント増加する推計となっており、町における少子・超高齢化は一層厳しさが増すことが予想されています。

	2015年		2030年		2045年	
	人口	指数	人口	指数	人口	指数
年少人口(0~14才)	2,056		1,987	96.6	1,815	88.3
生産年齢人口(15~64才)	8,565		7,968	93.0	7,161	83.6
老年人口(65才~)	3,419		3,893	113.9	4,047	118.4
総数	14,040		13,848	98.6	13,023	92.8

(図表1-4-1-1 将来人口推計)



(図表1-4-1-2 将来人口の構成)



(図表1-4-1-3 将来人口推移の指数)

2 超高齢化に伴う医療・介護給付費の増大

超高齢化に伴い、65歳以上の要介護認定3以上の該当者数、医療給付費及び介護給付費も増加していくことが見込まれます。町が行った試算によると、

医療・介護給付費は、2045年までに、2015年と比べて、1.35倍まで膨らむ見込みです。また、要介護認定3以上の該当者は、1.57倍まで増加する試算もあります。

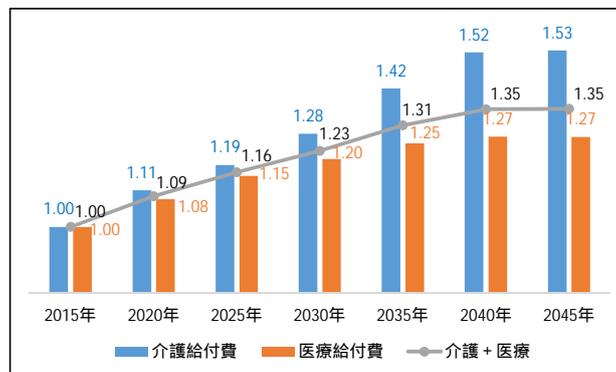
これらの状況は、将来の町の財政をひっ迫させる要因になることが懸念されます。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
65～69歳	36,019	34,861	30,806	28,236	30,915	31,277	30,698
70～74歳	35,838	50,390	48,816	43,277	39,693	43,549	44,200
75～79歳	41,011	41,937	59,310	57,530	51,193	46,921	51,549
80～84歳	43,705	42,011	43,112	61,916	60,137	53,869	49,550
85～89歳	42,286	37,556	36,516	37,651	55,341	54,111	49,003
90歳～	22,748	33,363	37,003	38,317	40,036	52,067	56,414
合計	221,607	240,118	255,562	266,926	277,315	281,793	281,413
指数	1.00	1.08	1.15	1.20	1.25	1.27	1.27

(図表1-4-2-1 医療給付費の将来推計(単位:万円/年))¹¹

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
65～69歳	4,080	3,948	3,489	3,198	3,501	3,542	3,477
70～74歳	5,610	7,888	7,642	6,775	6,214	6,817	6,919
75～79歳	10,368	10,602	14,994	14,544	12,942	11,862	13,032
80～84歳	20,743	19,939	20,462	29,386	28,542	25,567	23,517
85～89歳	35,760	31,760	30,880	31,840	46,800	45,760	41,440
90歳～	30,375	44,550	49,410	51,165	53,460	69,525	75,330
合計	106,936	118,688	126,876	136,908	151,459	163,074	163,715
指数	1.00	1.11	1.19	1.28	1.42	1.52	1.53

(図表1-4-2-2 介護給付費の将来推計(単位:万円/年))¹²



(図表1-4-2-3 医療・介護給付費の将来推計(2015年を1とした場合の指数))

^{11,12} 出典：聖籠町生涯活躍のまち構想に関する調査報告書を基に試算。

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
65～69歳	3	3	2	2	2	2	2
70～74歳	17	24	23	20	19	21	21
75～79歳	19	19	27	26	24	22	24
80～84歳	43	41	42	60	59	52	48
85～89歳	97	86	84	86	127	124	112
90歳～	79	116	129	133	139	181	196
合計	257	289	307	329	369	402	404
指数	1.00	1.12	1.20	1.28	1.44	1.56	1.57

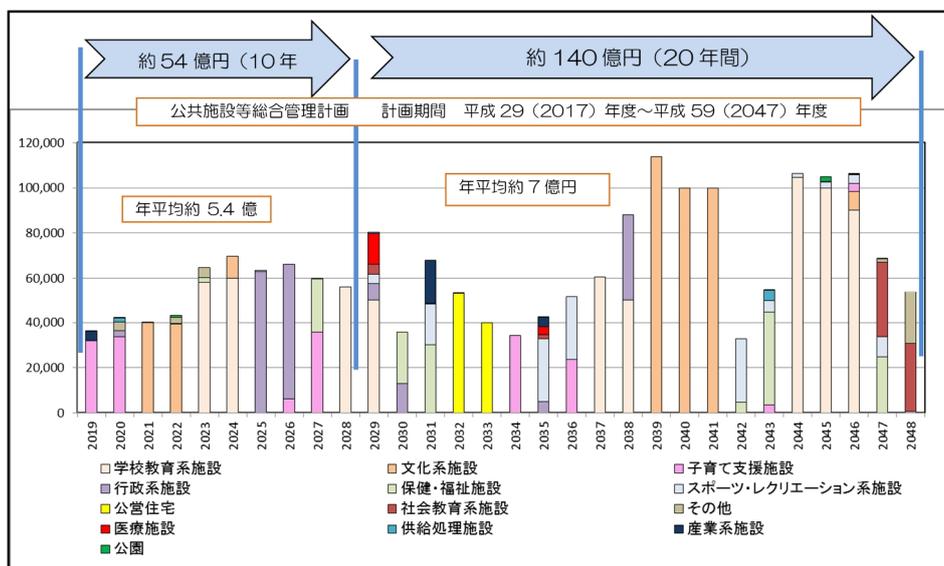
(図表 1 - 4 - 2 - 4 要介護認定 3 以上の該当者の将来推計 (単位: 人/年))¹³

3 公共施設の老朽化への対応

町では、高度経済成長期の昭和 40 年代から 60 年代にかけて、人口の増加に合わせて、学校や地域の集会場などを集中的に整備し、平成 29 年度現在において、築後 30 年以上を超過する施設が全体の 41%にも達しています。

聖籠町公共施設等総合管理計画¹⁴では、建築後 30 年を経過したものは大規模改修とし、60 年を経過したものは建て替えとする総務省基準で試算すれば、町の公共施設は、今後 30 年間で、約 200 億円の更新費用が生じる見込みとされています。

人口が減少していくなかでは、施設の維持管理や改修等に係る費用は、行財政運営における大きな懸念事項の一つになっています。



(図表 1 - 4 - 3 公共施設更新費用の推計)

¹³ 要介護認定者の認定率を平成 30 年 4 月現在のもの固定し、推計人口に掛けたもの。

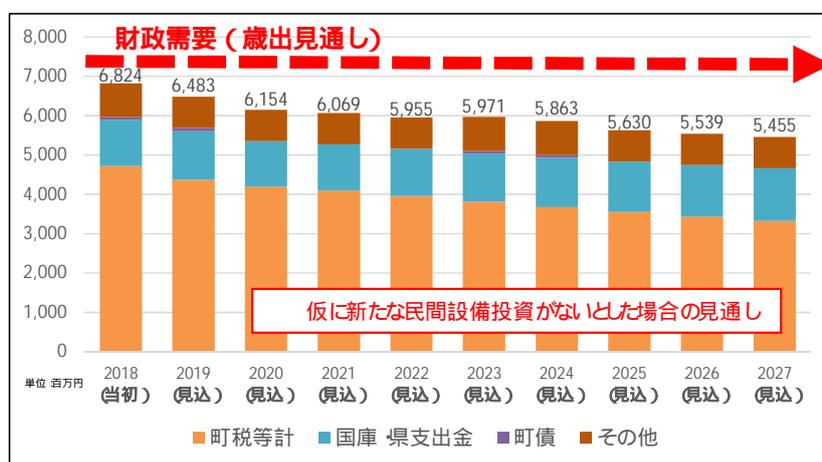
¹⁴ 聖籠町公共施設等総合管理計画：施設の老朽化や人口減少等による利用需要の変化が予想されることに鑑み、町の公共施設等の現状を把握し、地域の実情を踏まえながら、総合的かつ計画的な管理をするために必要な基本方針や管理方法等を定めることを目的に、平成 29 年 3 月策定。

4 厳しさを増す財政状況と増大する行政・財政需要

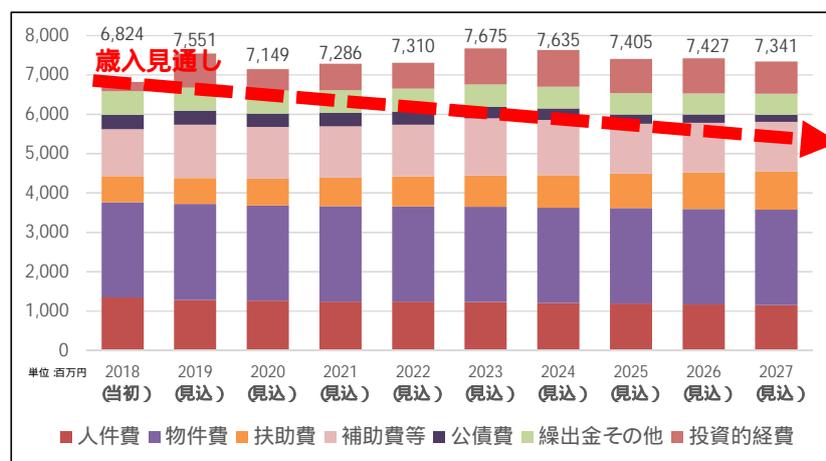
町の長期財政計画によれば、民間企業の設備投資などがなければ、固定資産税等の減収により、歳入は、2027年度には、2018（平成30）年度に比べて、約20%減少の見込みです。（ただし、町のこれまでの積極的な企業誘致・事業促進もあって、東港工業地帯における企業の事業拡大など新たな投資（税収の増加要因）も進みつつあります。）

一方で、歳出については、先述した医療・介護給付費の増加や公共施設の老朽化への対応等などにより、行政需要がこれまで以上に見込まれます。

厳しさを増す財政事情とさらに増大していく行政・財政需要を踏まえれば、財政運営の見直しが急務といえます。



(図表 1 - 4 - 4 - 1 将来の歳入の見通し)¹⁵



(図表 1 - 4 - 4 - 2 将来の歳出の見通し)¹⁶

^{15,16} 出典：聖籠町長期財政計画（歳出については、同計画に、現時点で更に需要が見込まれる義務的経費を加味して修正した。）

第 2 部 行財政改革の基本方針

第1章 行財政改革の基本理念等

1 基本理念

行財政改革では、その取組が町民生活に影響を及ぼすものもあり、改革がいたずらに町民の皆様の不安を煽ることがあってはなりません。そこで、この改革を行うことで将来に向けてどのような町の姿を描いていくかを明確にし、町民の皆様の理解を得ていくため、以下のとおり、改革の基本理念を設定し取組を進めます。

未来を見据えて

～ 50年後も希望と勇気を与える町であるために ～

2 改革により実現すべき町民サービス

～ 未来を見据えた「3つ投資」～

行政改革は、ややもするとコストの削減に主眼が置かれ、行政サービスの質的・量的低下を招くことが懸念されます。

しかし、この改革は、明確な理念のもとで、子ども・若者から高齢者まで活力と安心がある地域社会を構築・維持していくため、限られた財源を時代に応じた手段、事業に変えていくための取組にほかなりません。基本理念とともに、この取組によって何を実現するのかを明らかにして改革を進めます。

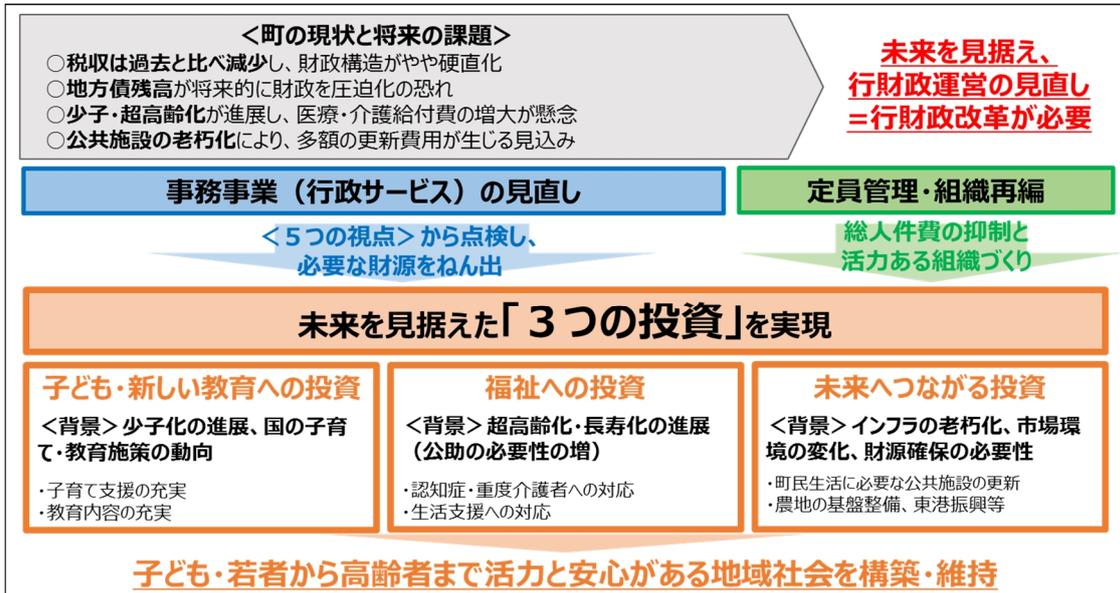
具体的には、町の将来の課題として示した、少子・超高齢化やインフラの老朽化への対応に加え、減収が見込まれる財源の確保に向けた取組や国の子育て・教育施策の動向¹⁷への対応も必要です。これらを踏まえ、「子ども・新しい教育への投資」、「福祉への投資」、「未来へつながる投資」の「未来を見据えた3つの投資」を行うための財源確保を目指し、行財政改革に取り組みます。

財源確保に当たっては、東港工業地帯の未操業地の早期解消に向けた取組など振興策等により、町の税収の増加に向けた取組も進めます。

また、この他、将来生じる行政需要へ備えるために基金の積み立ても進めま

¹⁷ 国は、3歳児から5歳児を中心とした幼保の無償化を2019年10月から実施するとしている。(2018年12月時点)

す。



(図表 2 - 1 - 2 行財政改革とそれにより実現する町民サービスの概念図)

第2章 取組の方向性

1 事務事業の見直し

町の全ての事務事業（行政サービス）について、行政ニーズや費用対効果等の観点から点検を行い、事業そのもののあり方を見直しやコストの縮減を進めます。

2 新たな定員管理と組織再編

事務事業の見直しに合わせて、総人件費の抑制と職員配置の最適化（「定員管理」といいます。）を図ります。併せて、町民の皆様にとって使いやすい役場庁舎であることや、役場組織の機動力・課題解決能力の向上を図る視点から、組織再編にも取り組みます。

3 取組期間

この改革に取り組む期間は、2019年（平成31年）2月から2022年3月までとします。ただし、期間中であっても、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

4 検討の進め方

～改革部会・行財政改革有識者会議・町民説明会～

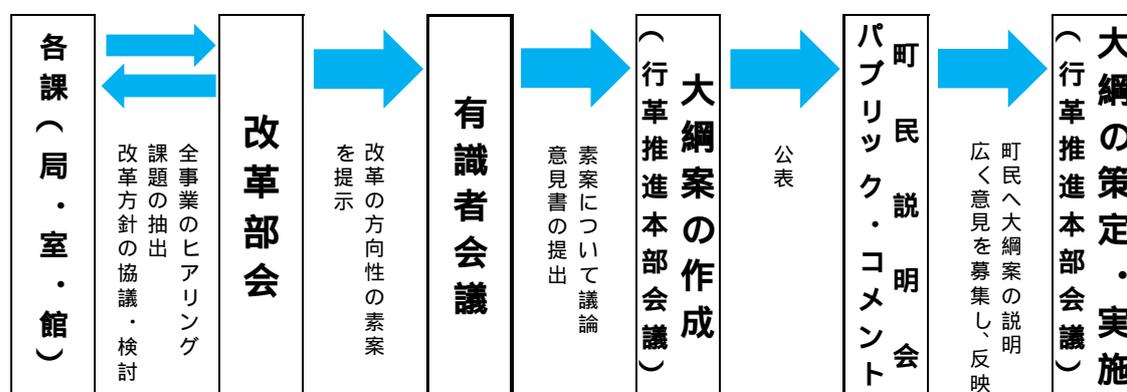
この基本方針に基づく取組内容を検討・決定するにあたり、聖籠町行政改革推進本部（本部長：町長）の下に、実務作業チームとなる改革部会（リーダー：副町長）を新たに設置し、庁内各課からヒアリングを行いながら、事務事業や行政組織上の課題を抽出し、改革の方向性の素案をまとめました。

また、この改革が町民生活にも影響することを踏まえ、学識者のほか、町の行政サービスにおいてそれらを提供する側と利用される側双方の立場の関係者を構成員とした聖籠町行財政改革有識者会議を新たに設置しました。平成30年9月7日から11月7日までの間に計5回の会議を開催し、改革部会が提

示した改革の方向性の案について、委員それぞれの立場から検討・議論をいただき、その結果は、意見書として町へ提出いただきました。（有識者会議の検討経過及び意見書は、町のホームページや図書館で閲覧が可能です。）

この意見書を基に、町において聖籠町行財政改革大綱案を作成し、パブリック・コメントにより町民の皆様から意見を募集しました（期間：12月1日から30日まで）。計19件の意見が寄せられ、これらの意見は、大綱策定の参考としています。

また、12月16日には、町内3つの小学校区ごとに町民説明会を開催し、町民の皆様へ取組の概要を説明するとともに、質疑応答・意見交換の場を設けました。



（図表2 - 2 - 4 行財政改革大綱の策定までの流れ）

第3部 事務事業の見直し

第1章 事務事業の見直しにあたって

1 事務事業の様々な性質

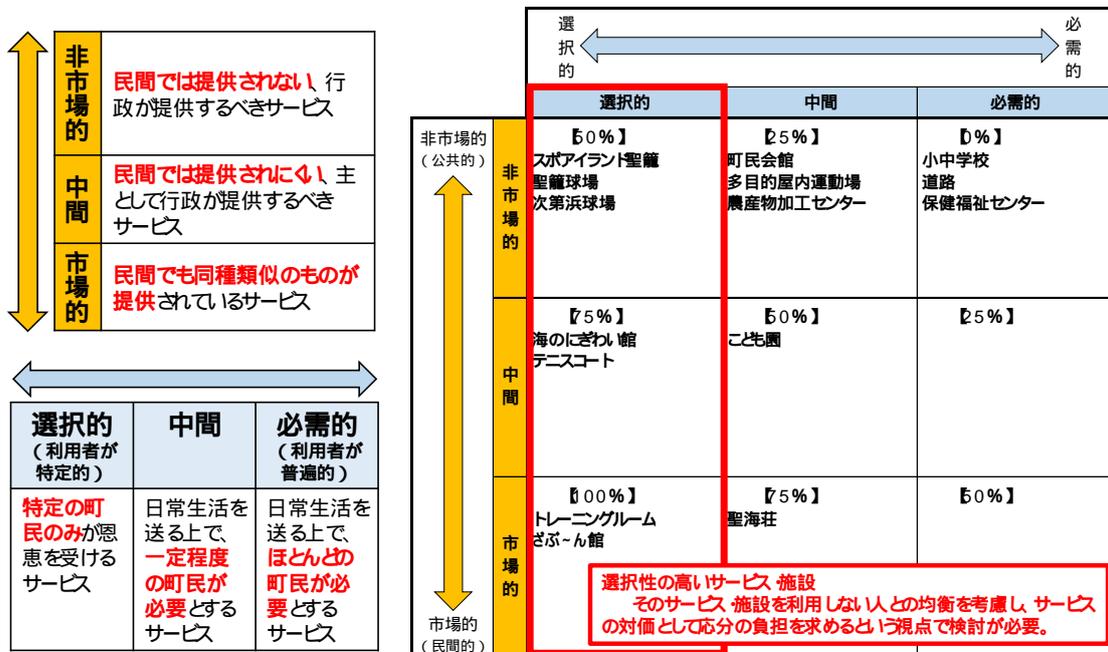
町が提供する事務事業は、民生分野から農・商工、さらには教育分野まで広く、それらは当時の町の状況等によって開始され、また、その性質も様々です。

事務事業は、「事業の必需性」の観点から、町民が日常生活を送る上でほとんどの町民が必要とするサービス（「必需的」といいます。）と、生活や余暇をより快適で潤いのあるものとするため、特定の町民が恩恵を受けるサービス（「選択的」といいます。）又はその「中間」に位置するものに分類することができます。

また、「事業の市場性」の観点では、民間では提供されない、行政が提供すべきサービス（「非市場的」といいます。）から、民間でも同種類似のものが提供されるサービス（「市場的」といいます。）又はその「中間」に位置するものに分類することができます。

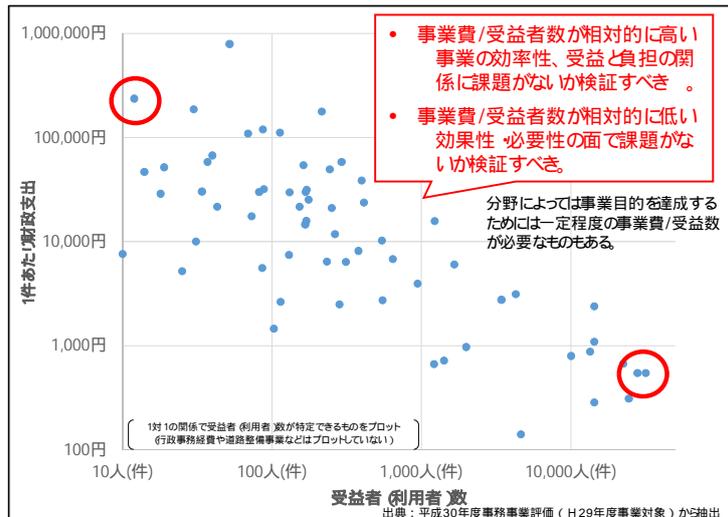
さらには、そのサービスを利用する人（「受益者」といいます。）や件数に対して、必要となる事業費の量も多様です。

事業の見直しにあたっては、これらの観点や特性を整理しながら、検討を進める必要があります。



(図表3-1-1-1 事業の市場性と必需性の観点から事業を分類した例)¹⁸

¹⁸ 参考：箱根町「受益者負担の適正化に関する基本方針」（平成28年12月）に当町の状況を当てはめたもの。（パーセンテージは、箱根町の受益者負担割合の例。）



(図表 3 - 1 - 1 - 2 受益者数と事業費の一例)

2 見直しの「5つの視点」

平成 28 年度と 29 年度に実施した財政改革における事業の見直しは、いわば個別事業の各論的な検討が中心でした。

今回の行財政改革では、特定の行政サービスだけを取り上げることに終始せず、【視点 1】費用対効果の検討、【視点 2】妥当性の比較検討、【視点 3】受益者負担の検討、【視点 4】政策的優先度の検討、【視点 5】社会情勢適合性の検討という 5 つの評価軸を確立して事業のあり方を検証します。

この「5つの視点」は、行財政改革を終えた後も、町の行政サービスのあり方について通用する評価軸となるものです。

視点	着眼点
【視点 1】費用対効果の検討	コストは縮減できないか 事業の目的をより効果的に達成できる他の手段はないか
【視点 2】妥当性の比較検討	他の市町村と比較して、補助率やコストは妥当か
【視点 3】受益者負担の検討	選択制の高いサービスでは、受益者に対して応分の負担は求められないか
【視点 4】政策的優先度の検討	優先して実施する必要性のある事業か
【視点 5】社会情勢適合性の検討	事業の目的や手法は、町民や社会のニーズを満たしているか

(図表 3 - 1 - 2 事務事業見直しの「5つの視点」)

第2章 主要事業の見直し

本章では、はじめに分野ごとの個別課題等を明らかにしつつ、有識者会議で検討した主要事業について、成果や課題を整理しながら、改革の方向性を打ち出しています。

1 総務・生活環境分野

(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等

総務・生活環境分野は集落・コミュニティ、ごみ処理、地域公共交通といった町民に身近なサービスの提供から、消防・防災などの町民の安全・安心の確保に関わる分野です。

少子・超高齢化、核家族化¹⁹、就業形態の変化²⁰などにより、地域をとりまく状況が変化してきており、これからの集落・コミュニティのあり方が問われています。財政的には今後増加してくる各集落公会堂の老朽化への対応が課題となっています。

町では循環型社会の構築を目指して、ごみの減量化・リサイクルのための分別収集を進めてきましたが、財政的にはごみの収集運搬・生ごみたい肥化事業で約1億円の財政支出となっています。

循環バスは近年の少子化や、高齢者の自動車保有率が高まってきたこともあり、利用者は過去に比べて減少しています。一方で、通勤・通学の目的や車を運転しない高齢者にとって地域公共交通の必要性はあることから、費用対効果を考慮した持続可能な仕組みが必要です。

近年全国的に自然災害が多発・激甚化していますが、現在の防災行政無線はアナログ方式であるため、今後も継続するのであれば、デジタル化への移行が必要であり、大規模な設備投資となる可能性があります。

¹⁹ 核家族化：1,599世帯（平成22年） 2,236世帯（平成27年）（出典：国勢調査）

²⁰ 就業形態の変化（町内在住の就業者の従業地の状況）：他市区町村で従業する者の割合＝52%（平成22年） 61%（平成27年）（出典：国勢調査）

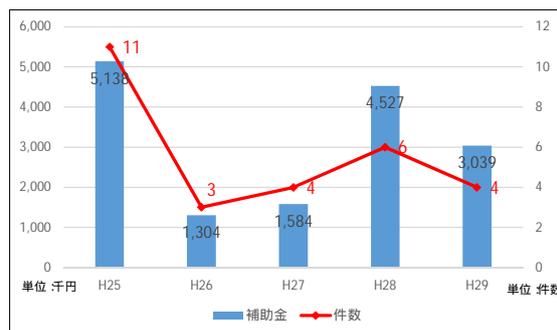
(2) 主要事業の見直し

集会用施設建設費補助金

【観点2】妥当性の比較検討

事業の目的	公会堂の整備を補助することにより、コミュニティ活動の活性化、自発的な地域づくりの気運を高める。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 集会用施設を建築又は改修等する集落に対して、当該施設の建築等に係る経費の一部を補助。 補助率：3 / 4、限度額なし。 築後10年以上の建物の設備の新設・取換の場合。新築等の場合は1 / 2。 		
開始年度	平成6年度	運営方法	補助
必要性	中間的	市場性	非市場的

平成29年度事業費	3,039千円
財源	-
利用者数	4件（対象世帯：911）
利用者一人あたりのコスト	3,336円



(図表3-2-1-1 事業費と助成件数の推移)

他団体事例	補助率：1 / 2（新発田市、阿賀野市） 50 / 100（田上町） 1 / 3（新潟市、村上市） 3 / 10（三条市） 限度額：あり（各団体50～450万円を設定。田上町は不明。） いずれも施設の修繕を行う場合。
--------------	---

主な成果	住民が安心して気軽に集うことのできる場を各集落で確保できている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 補助率が他市町村と比べて高いが、施設の老朽化が進み、今後修繕件数・費用の増加が見込まれる。 地域事情に応じた集落公会堂の有効活用。

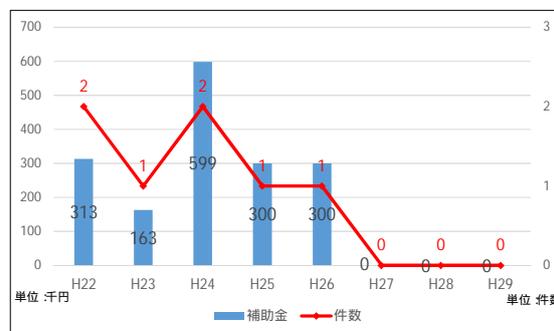
<p>改革の方向性</p>	<p>補助率の見直しと補助の限度額を新たに設定。 ただし、町の避難所に指定されているなど公共性の高い施設や規模の小さな集落については、配慮を検討。</p>
<p>改革のプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の皆様への説明。 ・ 補助金交付要綱の改正。

地域振興支援事業補助金

【観点5】社会情勢適合性への検討

事業の目的	住民間のふれあいと互助的機能、地域の自主的な課題解決力の向上により地域自治の振興を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 地域自治の振興を図るための祭りや緑化活動、スポーツ大会などの新規活動の経費の一部を助成。 補助率：2 / 3、補助額の上限：300 千円。 最長3年の範囲で、各集落又は町内在住者が組織する団体に交付。 		
開始年度	平成14年度	運営方法	補助
必要性	中間的	市場性	非市場的

平成29年度事業費	実績なし
財源	-
利用者数	-
利用者一人あたりのコスト	-



(図表3-2-1-2 事業費と助成件数の推移)

他団体事例	<p><新潟市の地域活性化補助金の事例(イベント等の事業を行う場合)> 補助率：1 / 2、上限額：20万円(自治会等が実施する場合) 新たな事業でないものや、同補助金を使って3回実施した類似事業は対象外。</p>
--------------	---

主な成果	集落の祭りイベントなど補助を受けた後もその事業が地域に根付いて継続されている事例があり、地域自治の振興に寄与してきた。
課題	H27年度以降、実績がなく(申請がない。)当該事業に対する町民のニーズがない、又は満たせていない。

改革の方向性	現在の事業形態について廃止し、新たなコミュニティ振興事業を検討。
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 制度再構築のための調査・検討。 町民の皆様への説明。 補助金交付要綱の改正又は廃止。

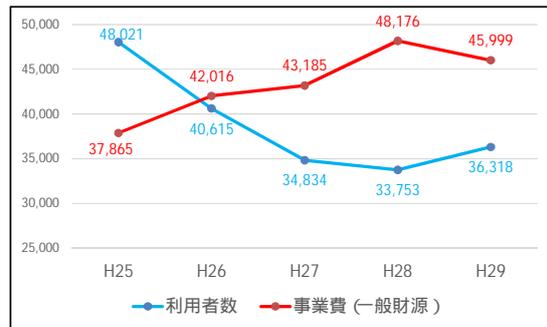
循環バス事業

【観点1】費用対効果の検討

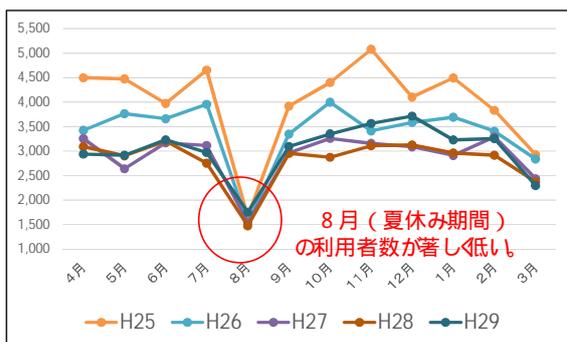
【観点5】社会情勢適合性への検討

事業の目的	民間の路線バスでは対応できない、運転免許を有しない高齢者や学生等のための公共交通機関の確保。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内小学校区を基本とした3系統により運行。(運賃:100円/回) ・ 主な利用者層は推計すると、高校生が56%、高齢者等が17%、小学生²¹が12%、その他一般が14%。(平成30年7月、生活環境課調べ) ・ 平成28年に新潟聖籠病院の開院に合わせ、路線の見直しを行った。 		
開始年度	平成14年度	運営方法	委託
必要性	中間的	市場性	中間的

平成29年度事業費	48,190千円
財源	2,191千円
実質収支	45,999千円
利用者数	36,318人
利用者一人あたりのコスト	1,264円



(図表3-2-1-3 事業費と助成件数の推移)



(図表3-2-1-4 事業費と助成件数の推移)

はまなす号	次第浜公民館～ざぶ～ん館を亀代学区周辺を中心に運行
さくらんぼ号	藤寄～佐々木駅を 役場～ざぶ～ん館を經由し 蓮野学区を中心に運行
さくら号	四ツ屋～本三賀 佐々木駅を、山倉学区を中心に運行

日曜日・祝祭日・振替休日・年末年始(12/31～1/3)は全便運休

(図表3-2-1-5 主な路線)

他団体事例	100円 ～ 760円/回 (新潟連携中枢都市圏内市町村)
-------	-------------------------------

²¹ 蓮野小学校へ通う藤寄・大夫興野・旭ヶ丘の小学1・2年生等。

<p>主な成果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ピーク時は、4万人を超え、高齢者や通学者へ交通手段を提供してきた。 ・ 特に、現在は、新潟交通路線バスの廃止に伴い、佐々木駅へ向かう通学者の利用が高まっている。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の少子化や、高齢者の自動車保有率が高まってきたこともあり、バスの利用者数は減少傾向。 ・ これに伴い、一般財源からの持ち出しも近年増加傾向。

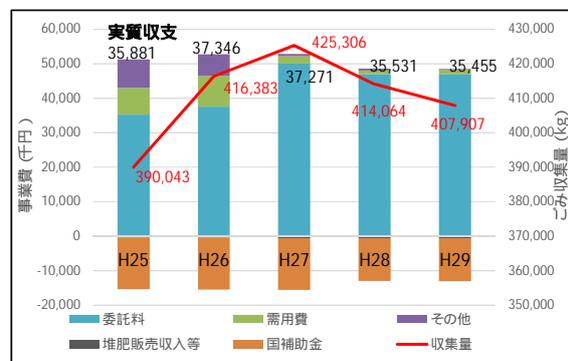
<p>改革の方向性</p>	<p>利用者の特性に応じて、新たな公共交通体系として、次の交通体系へ移行。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 朝の通勤・通学者：バス輸送（ただし、路線など既存の体系は根本的に見直し） 2 高齢者などの日中の利用者：デマンドタクシー等の導入 <ul style="list-style-type: none"> ただし、デマンドタクシーについては、新たな財政負担が生じないように精査する。 免許返納した高齢者は一定の範囲でタクシー券を助成することを検討する。 家庭から学校までの距離が遠方にある地区の児童の通学の手段についても検討していく。
<p>改革のプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗車調査・近隣自治体におけるデマンドタクシーの状況調査を行いつつ、代替案を検討。 ・ 現在の循環バス利用者から意見聴取（利用者懇談会）。 ・ 町民の皆様への説明会。 ・ 町民、関係機関、関係事業者で構成される町地域公共交通会議で協議。 ・ 運輸局へ申請。

生ごみ堆肥化事業

【観点1】費用対効果の検討

事業の目的	一般家庭等から生ごみを収集して堆肥を製造し、肥料として農地や公共用地に還元することで、環境にやさしい循環型社会の構築。 また、生ごみを分別することで一般ごみの減量化を図り、ごみ袋使用数量の減少化による環境保全に寄与することも目的。		
事業概要	生ごみは、収集後、堆肥化施設で堆肥化し、農地や公共用地へ肥料として販売・還元。		
開始年度	平成18年度	運営方法	委託
必需性	-	市場性	非市場的

平成29年度事業費	48,518千円
財源	12,500千円(国補助金) 563千円(堆肥販売収入等)
実質収支	35,455千円
利用者数	14,291人(全町民)
利用者一人あたりのコスト	2,481円



(図表3-2-1-6 事業費とごみ収集量の推移)

他団体事例	長岡市、見附市、上越市、胎内市、出雲崎町、粟島浦村
--------------	---------------------------

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集により、可燃ごみの量が低減した。 循環型社会に対する町民の意識向上につながっている。
課題	聖籠町バイオスタウン構想で未利用とされていた約700tの生ごみをすべて回収するまでに至っていない。

改革の方向性	現在の事業形態は廃止。 循環型社会の構築に向けた取組として、これまでの取組を踏まえながら、限られた財源のなかで継続可能な取組を検討。
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 町内関係者への説明(町減量化推進協議会)及び町民の皆様への説明。 国との調整(農林水産省交付金の返還手続き等)。 既存施設・設備の有効活用又は撤去の検討。 循環型社会の構築に向けた新たな取組の検討。

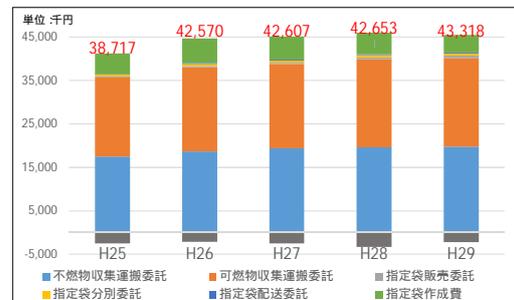
可燃・不燃ごみの無償回収・処理

【観点1】費用対効果の検討

【観点5】社会情勢適合性への検討

事業の目的	ごみの減量化の推進を図りながら、町民に必需的なサービスを提供する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年度から指定袋制度を開始した。世帯人員数別に9月と3月の年2回全戸配布。 指定袋は配布分を無料とし、追加購入できる仕組み。 回収頻度：可燃週3回、不燃週1回 		
開始年度	平成10年度（指定袋導入）	運営方法	委託
必需性	必需的	市場性	非市場的

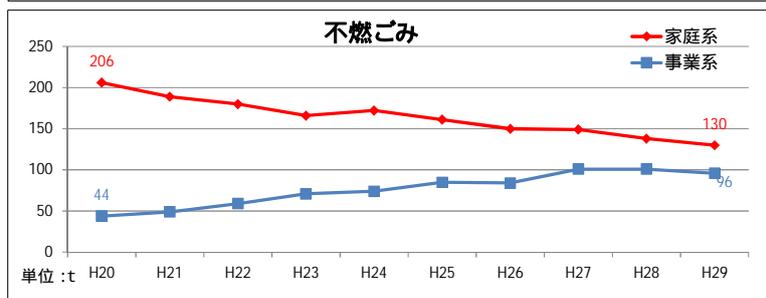
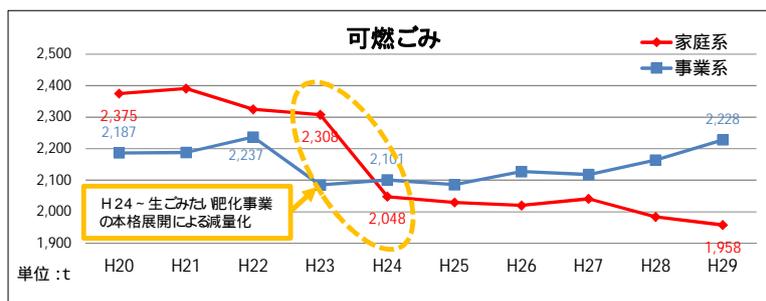
平成29年度事業費	45,509千円
財源	2,191円（指定袋販売収入）
実質収支	43,318千円
利用者数	14,291人（全町民）
利用者一人あたりのコスト	3,031円



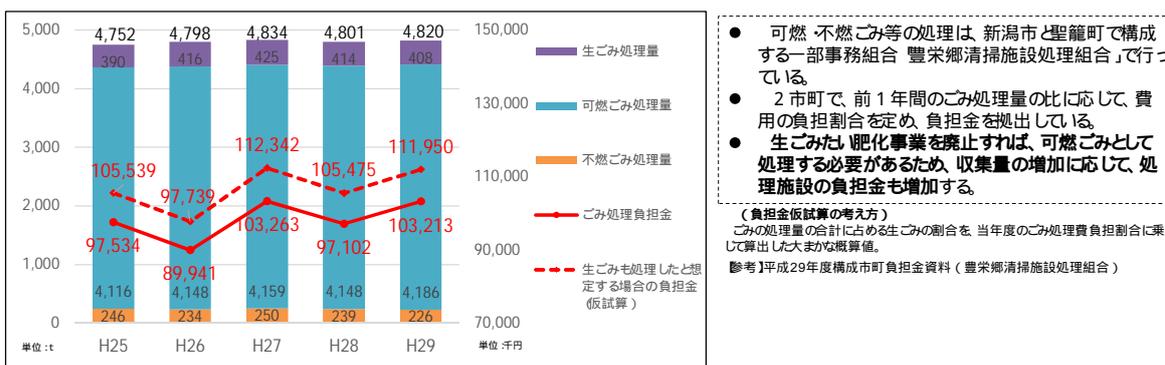
(図表3-2-1-6 事業費の推移)

他団体事例	<p><近隣市である新潟市、新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市の事例></p> <p>指定袋等の有料販売：5市（阿賀野市は可燃ごみのみ有料）</p> <p>不燃ごみの回収頻度：2月に1回（村上市）1月に1回（その他4市）</p>
-------	--

主な成果	可燃ごみ・不燃ごみとも過去と比べると減量しているが、その減量幅は鈍化。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化に向けた手法として事業が有効に機能しているか。 一般財源の持ち出しが大きい。



(図表 3 - 2 - 1 - 7 可燃・不燃ごみの収集量の推移)



(図表 3 - 2 - 1 - 8 生ごみ・肥化事業を廃止し、生ごみを可燃ごみとして処理した場合に要する一部事務組合の負担金の仮試算)

改革の方向性	<p>ごみの減量化に向けた取組の検討</p> <p>不燃ごみ回収頻度の縮小</p> <p>指定袋の町民負担化に関する検討</p>
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化に向けた取組の検討。 不燃ごみ回収頻度の縮小について、町内関係者（町減量化推進協議会）及び町民の皆様への説明。 指定袋の町民負担化の是非に関する検討開始。

2 教育・子育て分野

(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等

教育・子育て分野は、子育てや幼保・学校教育、地域における文化・スポーツの振興・生涯学習など子どもから高齢者まで幅広い世代の人が関わりを持つ分野です。また、これらの主体となる学校・家庭・地域をつなぐ取組を進めています。

幼保一元化のもと、平成 18 年度から町立幼稚園（こども園）の基本保育料を無料としていることが、町のブランド施策にもなっていましたが、2019 年 10 月から予定されている、国による幼児教育・保育の無償化に合わせ、町としての新たな子育て施策(次なるブランド)も問われています。

家族構成やライフスタイルの都市化が進んできているなか、子育てに孤独や不安を抱えたり、仕事と子育ての両立に悩む保護者も増えてきているのではないかと、懸念されています。

町では学校地域支援本部を他の自治体に先駆けて創設するなど、学校と地域のネットワークづくりに取り組んできました。近年においては、学校教育、社会教育、家庭教育が生涯学習の枠組みのなかで政策的に近接してきており、社会教育行政のあり方が変化してきています。

町では社会体育・教育施設の維持に年間 1.1 億円の財政支出を行っています。老朽化していく施設において、今後も維持費がかかるだけでなく、改修を行うとなると大規模な支出が発生することになり、このための財源の確保が課題となります。

(2) 主要事業の見直し

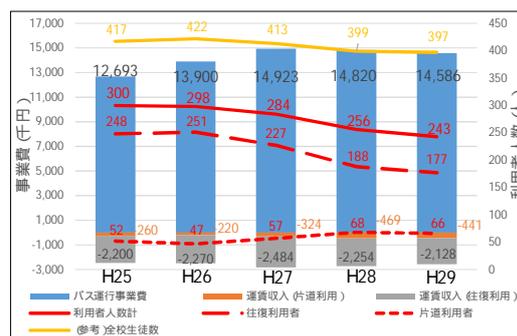
冬季通学バス運行事業

【観点1】費用対効果の検討

【観点3】受益者負担の検討

事業の目的	送迎を行う保護者等の負担の軽減と送迎に伴う学校付近の渋滞解消		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 12月～2月の3か月間運行（登下校）。 対象者は通学距離概ね片道3km以上。 料金（片道）：7,000円/3カ月（現行平成28年度～）。 平成27年度：6,000円、平成26年度以前：5,000円。 事前（当該年度の9月頃）の申込に応じてバスの台数等を調整。 H29年度は路線8本、バス8台を投入。 		
開始年度	平成22年度	運営方法	委託
必要性	中間的	市場性	中間的

平成29年度事業費	14,586千円
財源	2,569千円（利用料金）
実質収支	12,017千円
利用者数	243人
利用者一人あたりのコスト	49,452円



(図表3-2-2-1 事業費と利用者数の推移)

他団体事例	<p>新発田市：通年6km以上（2校） 冬3km以上（4校） 利用料金なし</p> <p>胎内市：冬のみ2.5km以上 利用料金なし（全4校）</p>
-------	---

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> 全校生徒の6～7割程度が利用。 保護者等送迎に伴う学校付近の渋滞は解消。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 現状では近距離の方もご利用いただいているが、一方で小学生は徒歩で通学している。 遠距離通学者等の負担軽減なのか・これに限らない中学生の通学支援なのか、あるいは渋滞対策なのか、事業目的が不明確になってきている。 利用者一人当たりの経費が多い。

<p>改革の方向性</p>	<p>町公共交通全体のあり方の見直しも踏まえ、本事業の見直しを行う。 見直しにあたっては、小学生を含めた通学のあり方についても併せて検討する。</p>
<p>改革のプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見直し内容について学校・PTA と協議 ・ 運行要綱の改正

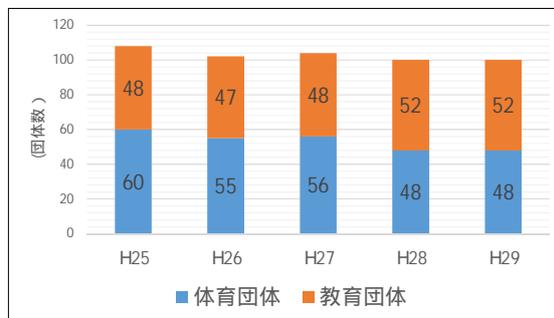
社会体育・教育施設の利用料免除

【観点2】妥当性の比較検討

【観点3】受益者負担の検討

事業の目的	町民の健康と体力の増進又は教養と芸術文化の向上を図る。		
事業概要	社会体育・教育施設の利用料において、町（町長・教育委員会）が認定した社会体育・教育団体（登録団体）の利用料を週1回を限度に全額免除としている。		
開始年度	平成元年	運営方法	直営
必需性	選択的	市場性	市場的～非市場的

平成29年度事業費	107,089千円
財源	7,503千円（利用料）
実質収支	99,586千円
利用者数	14,291人（全町民）
利用者一人あたりのコスト	6,968円



（図表3-2-2-2 定期利用団体登録数の推移）

他団体事例	<p><近隣市の事例></p> <p>体育団体：4～8割の減免</p> <p>教育団体：4割の減免～全額免除</p>
-------	--

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> 100団体が登録団体となっており（H29現在）、無料で施設を利用いただくことで、各団体の活動の活性化に寄与している。（特に開館当初は施設の利用率向上も） 各団体の活動は町の体育・教育文化の振興にも貢献している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 社会体育・教育施設の維持費は年間1億円。経年劣化する施設において今後も維持費等がかさむ一方で財源の確保が難しい。 定期利用団体と一般利用者との料金体系の差について応分負担の考え方からも整理が必要ではないか。

改革の方向性	<p>全額免除（100%）を縮小し、応分の負担を検討する。</p> <p>一般利用の料金設定についても見直しができないか精査する。</p> <p>施設の老朽化に伴うあり方の検討を別途行う。</p>
改革のプロセス	定期利用団体へ説明し、減免割合を設定。

3 農業・産業観光分野

(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等

農業・産業観光分野は、町の基幹産業である農業、地域の商工業等、東港及びその背後地の東港工業地帯の振興、観光を担う分野です。これらの地域資源を活かした魅力ある産業を形成していくことを町の地方創生戦略の一つとして掲げています。

町のこれまでの積極的な企業立地・設備投資促進もあり、東港工業地帯の用地は平成28年6月までに全て売却を終え、企業の規模拡大など新たな投資も進みつつありますが、県などの関係機関と連携し、日本海側の物流拠点としての東港の機能強化や、ダイナミックな経済活動を促進していくことが求められています。

地域の商工業等については、信用保証料や利子補給といった支援策を行っていますが、平成30年度からは小規模企業・創業支援を立ち上げているほか、生産性向上特別措置法に基づき、申請のあった新規設備取得に係る固定資産税を最大3年間ゼロとする措置を講じています。

農業分野では、高齢化が進み、その担い手の確保が課題とされていますが、長らく国策として進めてきた減反政策が平成29年度で終了し、何をつくり・どう売るか主体的な戦略が農家に求められる時代へ突入しています。そうしたなか、町では水田の大規模なほ場整備を今後予定していますが、そのための財源の捻出も課題となっています。

町には6月のさくらんぼ・9月のぶどうといった観光農園はありますが、通年の観光資源に課題を抱えているのが現状です。クルーズ船の寄港が定着しつつありますが、経済効果につなげていくことも課題です。近年では町はベッドタウン的な一面もあり、町の観光をめぐる状況も変化してきています。

(2) 主要事業の見直し

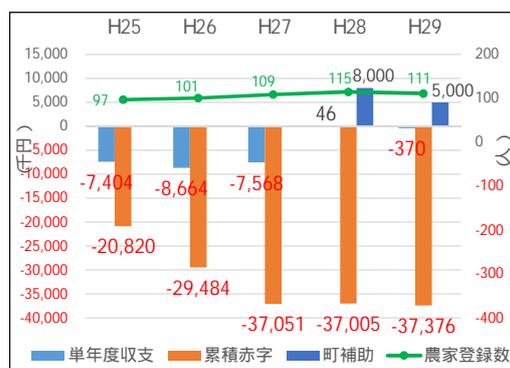
農産物販売促進事業（地場物産㈱への助成）

【観点2】妥当性の比較検討

【観点3】受益者負担の検討

事業の目的	地場農産物の販売促進と農業者の経営安定を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 地場物産㈱は平成4年法人設立 オープンは平成6年 資本金は町100%出資（平成19年～）（設立当初は50%） 平成28年から町は地場物産㈱に補助金を交付 		
開始年度	平成28年度（町補助開始）	運営方法	補助
必需性	選択的	市場性	市場的

平成29年度事業費	5,000千円（町補助）
財源	-
利用者数	111人（農業者数）
利用者一人あたりのコスト	45,045円

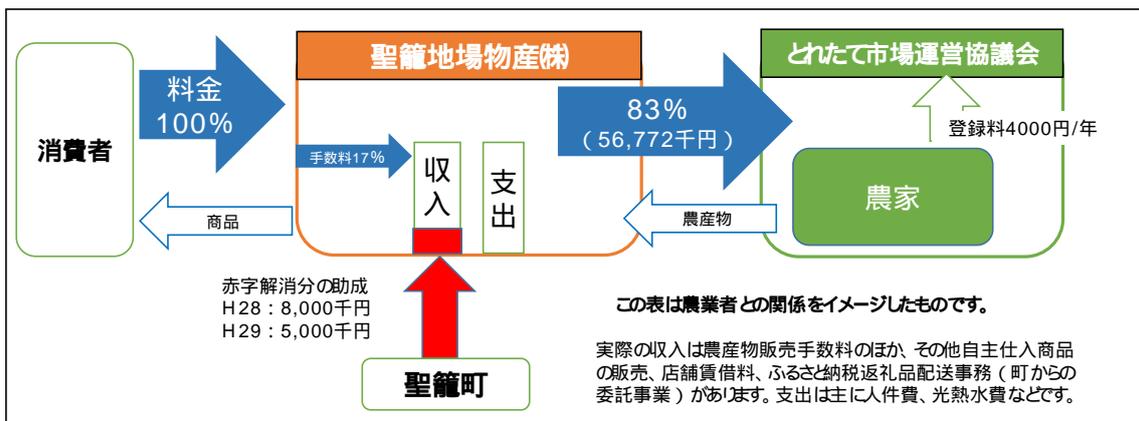


（図表3-2-3-1 地場物産㈱の経常収支と登録農家数の推移）

他団体事例	公設民営や指定管理により自治体が関与する農産物販売施設の例が見受けられる。
-------	---------------------------------------

主な成果	聖籠町産の農産物販売の拠点として、農家の販路のひとつになっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 同社の累積赤字は既に資本金（36,000千円）を超過しており、町はH28：8,000千円、H29：5,000千円、（H30予算：5,000千円）を助成している。一方で、農産物の販売により、農業者側には計56,772千円の収入があり、町からの財政支出よりも事業形態の見直しが必要。 農家の販路は他にも存在する。

<p>改革の方向性</p>	<p>町からの補助金は廃止。</p> <p>赤字解消についてはとれたて市場運営協議会と同社との間の販売手数料の見直し等での自助努力を求める。</p> <p>抜本的な経営健全化方針の策定。</p> <p>地場物産館に隣接する空き店舗や農産物加工センターの一体的な活用についても併せて検討。</p>
<p>改革のプロセス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同社に対し、今後の経営健全化計画の提出を求める。 ・ 計画の提出を受け、町としての経営健全化方針を策定。



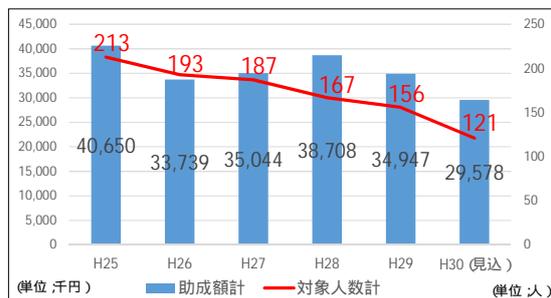
(図表 3 - 2 - 3 - 2 地場物産株と農業者（とれたて市場運営協議会）との関係図))

水田農業確立補助金

観点5】社会情勢適合性の検討

事業の目的	生産調整の実施による米価の安定と水田営農の確立を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 生産調整による転作作物の作付けを誘導するため、補助金を交付 大豆等促進助成（土地提供者が担い手へ大豆・麦の生産を委託）：18,500 円(平成 29 年度：21,000 円)/10a 町振興作物（アスパラ、さといも、えだまめなどの耕作者）：10,000 円/10a 		
開始年度	平成 15 年度以前	運営方法	補助
必要性	選択的	市場性	非市場的

平成 29 年度事業費	38,168 千円
財源	-
利用者数	215 人
利用者一人あたりのコスト	177,526 円



(図表 3 - 2 - 3 - 3 事業費の推移)



(図表 3 - 2 - 3 - 4 作付面積の推移)²²

他団体の事例 < 近隣の状況 >

事業内容	助成単価
出荷される麦・大豆のうち、水田活用の直接支払制度の対象となる作付面積に応じて助成。	15,000 円 / 10a
麦・大豆の出荷・販売を行った作付面積に応じて助成。	5,000 円 / 10a
複合営農園芸作物の推進を目的として振興する園芸作物のうち、水田活用の直接支払交付金制度の対象となる水田を利用し、農協が指定する園芸作物の販売を目的として作付された面積に応じて助成。	10,000 円 / 10a

²² 図表について：暦年の事業費及び対象者を比較するため、平成 30 年度事業で対象とした大豆促進助成及び町振興作物に限って数値を抽出している。

事業内容	助成単価
重点作物団地化加算として、次の作物を耕作していれば、助成。 大豆、そば、花卉、飼料作物、麦（1ha 以上団地） えだまめ、アスパラガス、山菜、みょうが（30a 以上団地）	20,000 円 / 10a 30,000 円 / 10a
害対策作物加算として、次の作物を耕作していれば、助成。 みょうが、さといも、山菜、ピーマン、こんにゃく	10,000 円 / 10a
類似の事業を有しない団体も存在。	

主な成果	大豆等促進助成において、生産調整の推進と担い手への農地集積が図れている。 生産調整達成率 95%（県平均：95.5%）、大豆作付面積（H28 年度）161ha（平成 29 年度）162ha
課題	<ul style="list-style-type: none"> 国の減反政策が平成 29 年度で終了。何をつくり・どう売るか主体的な戦略が農家に求められる時代へ突入しているなか、当該補助金がこれからの競争力確保にどの程度つながるものかは明らかではない。 ほ場整備事業にかかる財政支出を行うのであれば、その財源の捻出が課題。 町の負担は、現時点では 2021 年度からの 10 年間で約 11 億円を想定。総事業費は 111 億円程度で、負担の割合は、概ね国：50%、県：30%、町：10%、農家：10%となる見込み。ただし、農家については、農地中間管理機構関連農地整備事業とする部分は自己負担なし。

改革の方向性	減反政策廃止後の経過措置として 2020 年度まで継続し、その後廃止。 農業の担い手の確保や競争力の強化に向けた新たな農業支援策について検討。
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 農家への説明。 農家の競争力を確保するために必要な施策を検討。

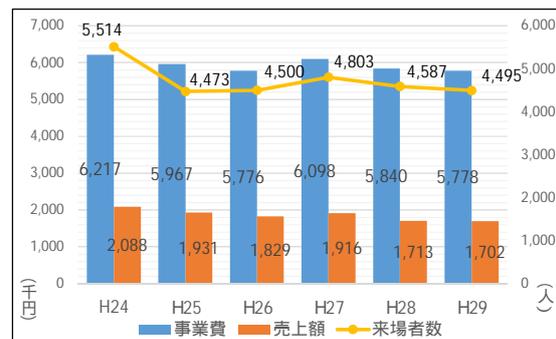
交流館「杜」(飲食事業)

観点1】費用対効果の検討

観点2】社会情勢適合性への検討

事業の目的	町の自然・文化・農産物等を活用し都市住民との交流を促進するための施設(町条例) 「にいがた・グリーンツーリズム促進事業」(県補助)により設置。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 町民会館敷地内に設置している交流館「杜」において、阿賀北を中心とした農産物・観光、イベントに関するパンフレット等を配置し来訪者へPRしている。入場は無料。 軽食等の飲食サービス(11時~17時まで)を提供。 		
開始年度	平成14年	運営方法	直営
必要性	選択的	市場性	市場的

平成29年度事業費	5,778千円
財源	1,703千円(売上)
実質収支	4,077千円
利用者数	4,495人
利用者一人あたりのコスト	907円



(図表3-2-3-5 事業費と利用者の推移)

他団体事例	公共施設に併設する飲食店の例は多いが、テナント形式での民営が多い。
-------	-----------------------------------

主な成果	町民会館利用者をはじめ町民にとって、休憩・飲食、交流の場として利用されている。
課題	来場者数は過去と比べて減少。飲食事業を維持することによる財政支出が少なくない。

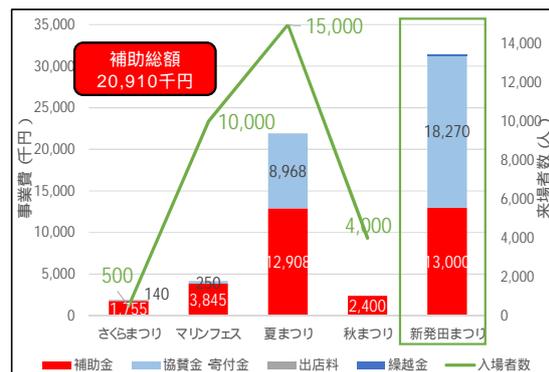
改革の方向性	直営による飲食事業を廃止し、民間事業者の活用を検討する。
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 利用者・町民の皆様への説明 必要により条例改正

まつりイベント事業（補助金）

観点4】政策的優先度の検討

事業の目的	【さくらまつり】満開の桜のもと町民の交流を図り春の訪れを歓迎する。 【マリンフェスタ】聖籠の海の魅力の発信と観光振興を図る。 【夏まつり】夏の風物詩として、活気あふれる町を町内外にアピールする。 【秋まつり】秋の収穫を祝う文化祭を開催し、芸術の秋を堪能する。		
事業概要	【さくらまつり】4月上旬（開花時期）（平成10年開始） 【マリンフェスタ】7月の海の日（平成24年開始） 【夏まつり】8月第1週土日（平成9年開始） 【秋まつり】11月文化の日（平成元年開始）		
開始年度	（事業概要に記載）	運営方法	補助
必要性	選択的	市場性	中間的

平成29年度事業費	20,908千円
財源	-
利用者数	29,500人（来場者数）
利用者一人あたりのコスト	1,463円（町民割）



（図表3-2-3-6 各イベントの事業費構成と来場者数）

他団体事例	新発田まつり：市の補助は13,000千円（実行委員会経費の40%）
-------	-----------------------------------

主な成果	町民のふれあい・レジャー、交流人口の拡大の機会となっている。
課題	運営費に占める町の財政支出が大きく、協賛金等の自己財源・資源が つくり出せていない。 政策的優先度という点で、まつりイベントに対する町民ニーズが明 らかでない。

改革の方向性	協賛金の獲得等自己財源の確保に向けた取組や、夏まつりとマリ ンフェスタの同時開催を視野に入れ、経済効果を高められるイベン トのあり方を検討。
改革のプロセス	・ 主催関係機関と協議

4 福祉分野

(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等

福祉分野は、児童や障がい者、高齢者など、町民誰もが自分らしく安心して暮らしていくことができるためのサービスを提供しています。併せて、生涯健康に暮らせるよう、健康増進対策や医療体制の確立、国民健康保険事業の充実に向けた事業も実施しています。

聖籠町は、現状では65歳以上の老年人口の構成比が25.4%と県内の市町村では最も低い状況ではありますが、超高齢化は着実に進んでいます。

超高齢化の進展に伴い、高齢者人口や高齢者のみ世帯の割合が確実に増えていく中で、各サービスの対象者の増加やニーズの高まりが予想され、高齢者福祉を維持する観点から、施策のあり方を見直す時期に来ています。

選択制の高いサービスについては、特定のサービスを受益していることと、そのサービスを利用しない方との公平性を図る観点から、一定程度の受益者負担の考え方が必要です。

生活に必需的なサービスについては、限られた財源を、よりそのサービスを必要としている方へ集中するべく、受給資格要件の設定の検討が必要です。

人生100年といわれる長寿社会を迎えようとしているなかで、セーフティネットとして生活支援体制を含む地域の包括的な支援サービスを構築しながら、高齢期をより前向きに捉えることができる地域社会の実現が求められています。

(2) 主要事業の見直し

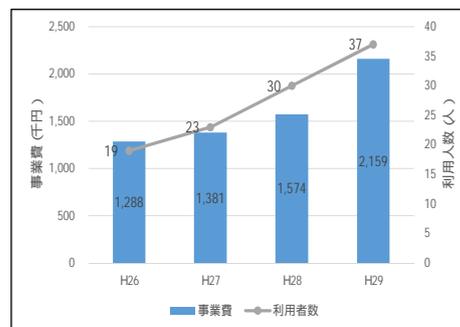
緊急通報装置設置事業

【観点3】受益者負担の検討

【観点5】社会情勢適合性への検討

事業の目的	ひとり暮らし高齢者等の急病や災害時に迅速な対応を図り、福祉の増進につなげる。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報装置を無料で設置。 設置管理や緊急対応は民間業者（委託費1か所5,400円/月、町負担）。 		
開始年度	平成12年度	運営方法	委託
必需性	選択的	市場性	中間的

平成29年度事業費	2,159千円
財源	-
利用者数	37人
利用者一人あたりのコスト	58,351円



(図表3-2-4-1 事業費と利用者数の推移)

他団体事例	<p><新発田市> 非課税世帯は無料、課税世帯400円/月</p> <p><胎内市> 65歳以上ひとり暮らしかつ要支援以上等の方に無料</p>
-------	---

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の対応に効果的である。 ひとり暮らし世帯高齢者本人や別居家族の不安の解消につながる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 選択的なサービスであり、本事業を利用しない高齢者等との公平性を図る。(受益者負担の検討。) 超高齢化の進展に伴い、本事業に対するニーズは今後も増えることが予想され、限られた財源のなかで高齢者福祉を維持する観点からも受益者負担の検討が必要ではないか。

改革の方向性	<p>利用料徴収の検討</p> <p>ただし、利用者の課税状況に応じた軽減措置も併せて検討。</p> <p>一人暮らし高齢者等の見守りのため、ボランティアの活用を検討。</p>
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 現利用者への説明周知 要綱改正

長寿祝金

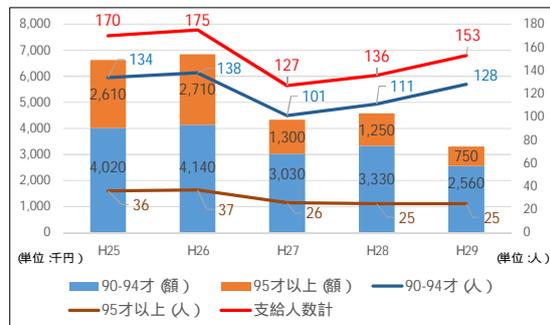
【観点2】妥当性の比較検討

【観点4】政策的優先度の検討

【観点5】社会情勢適合性への検討

事業の目的	長寿を祝い、高齢者の労をねぎらう。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対して、町長ら町幹部職員が自宅を訪問して、祝金を支給し、その労をねぎらう。 対象者・支給額 90歳～94歳：2万円/年、95歳～：3万円/年 		
開始年度	平成7年度	運営方法	直営
必要性	中間的	市場性	非市場的

平成29年度事業費	3,310千円
財源	-
利用者数	153人
利用者一人あたりのコスト	21,634円



(図表3-2-4-2 事業費と受給者数の推移)

他団体事例	<胎内市> 77歳・88歳・99歳：5,000円+記念品、100歳：10万円
-------	--

主な成果	町長等が自宅を訪問し、直接、長寿を祝い・敬うことが高齢者やその家族に喜ばれている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 超高齢化・長寿化により支給対象者の増加が見込まれ、限られた財源のなかで、高齢者福祉施策を維持していくためには、制度を見直す時期となっている。 他市町村の状況や敬老会で記念品贈与があることを考慮すれば、祝金は手厚すぎるとの見方もある。

改革の方向性	支給額又は支給時期を見直し。 敬老会のあり方についても、老人クラブ等の意見を聴取しながら見直しを進める。
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 町民への周知 条例改正

おむつ等給付事業

【観点2】妥当性の比較検討

【観点5】社会情勢適合性への検討

事業の目的	寝たきり高齢者等の福祉の増進及び介護に当たる家族の精神的、経済的負担の軽減を図ることで、在宅福祉の増進に寄与する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 紙おむつや尿とりパッドを購入するための引換券(2,700円/月)を発行。 対象：常時おむつを使用している年齢65歳以上の者等 		
開始年度	平成22年度	運営方法	直営
必要性	中間的	市場性	非市場的

平成29年度事業費	5,281千円	<table border="1"> <caption>事業費と受給者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業費 (千円)</th> <th>受給者数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H25</td> <td>5,992</td> <td>311</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>5,778</td> <td>295</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>5,681</td> <td>271</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>5,685</td> <td>267</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5,281</td> <td>251</td> </tr> </tbody> </table>	年度	事業費 (千円)	受給者数 (人)	H25	5,992	311	H26	5,778	295	H27	5,681	271	H28	5,685	267	H29	5,281	251
年度	事業費 (千円)		受給者数 (人)																	
H25	5,992		311																	
H26	5,778		295																	
H27	5,681		271																	
H28	5,685	267																		
H29	5,281	251																		
財源	-																			
利用者数	251人																			
利用者一人あたりのコスト	21,040円																			

(図表3-2-4-3 事業費と受給者数の推移)

他団体事例	<p><新発田市> 65歳以上の要支援者又は要介護者で日常生活自立度判定基準の要件に該当し、かつ市民税非課税の方：2,500円/月</p> <p><胎内市> 要介護認定3以上の方：2,500円/月(現物支給)</p>
-------	--

主な成果	生活上必要不可欠な費用を支援することで、対象者にとって精神的・経済的負担の軽減に寄与している。
課題	超高齢化の進展により、支給対象者の増加が今後見込まれ、限られた財源のなかで高齢者福祉施策を維持していくためには、制度を見直す時期となっている。

改革の方向性	課税状況に応じた受給資格要件の見直し。
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 利用者への説明。 要綱等の改正。

5 公共事業分野

(1) この分野を取り巻く近年の社会情勢や個別課題等

公共事業分野は、道路の整備や除雪、上下水道事業など町民が生活するうえで不可欠な社会基盤の整備・維持管理を担う分野です。これからの課題として、これまでに整備した施設の老朽化に伴う大規模更新を控えています。

都市公園は町民のふれあい・憩いの場として整備・管理していますが、利用ニーズが低い施設も存在しています。また、老朽化した遊具等の安全管理対策が今後必要です。

安全で利便な道路利用を図るため、維持管理と新規整備を続けています。人口が減少していくと推計される中で、新たな道路の必要性は、検証が必要です。

冬季間の交通確保のため、機械除雪の実施とともに、消雪パイプの設置を進めています。消雪パイプの新設のための財政支出は大きいことに加え、既存施設は、耐用年数を迎えつつあり、将来的な維持管理も課題となっています。

町民の環境意識の高揚を図るべく、NPO とボランティア団体により道路や公園等へプランターの設置を進めていますが、町の財政支出が大きく、政策的な優先度から事業のあり方を再検討する時期となっています。

上下水道事業は、施設整備・拡張の時代から維持管理時代へ転換し、今後、老朽化した施設の大規模更新を控えています。特に、下水道は、接続の促進とともに、経営健全化に向けた取組が課題となっています。

(2) 主要事業の見直し

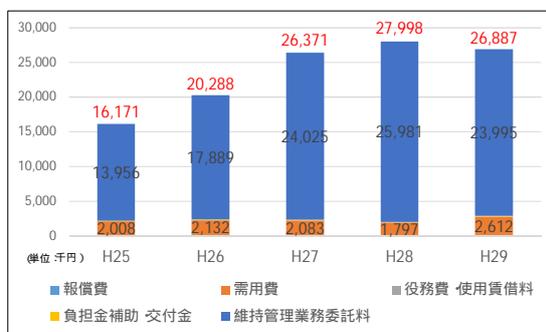
都市公園等年間維持管理事業

【観点1】費用対効果の検討

【観点5】社会情勢適合性の検討

事業の目的	公園を町民に快適に利用してもらうことで、町民が緑に触れ、ふれあいの場を創出する。		
事業概要	10の公園とポケットパークにおける遊具や樹木軽剪定、薬剤散布などの経常的な年間維持管理を行う。		
開始年度	-	運営方法	委託
必要性	中間的	市場性	非市場的

平成29年度事業費	26,887千円
財源	-
利用者数	14,291人(全町民)
利用者一人あたりのコスト	1,881円



(図表3-2-5-1 事業費の推移)

主な成果	公園が維持されている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の聖籠緑地を利用する町民が多く、臨海西公園の利用者がほとんどいない。 遊具等は、設置から30年以上経過しているものが多く、継続して使用する場合、改修や更新が今後必要で、使用に際する安全確保に向けた対策を進めていかなければならない。

改革の方向性	<p>利用者の少ない臨海西公園の廃止。(廃止後の土地は工業用地へ転用を検討。)</p> <p>その他の公園についても維持管理のあり方を検討。</p> <p>ボランティアの活用も併せて検討。</p> <p>児童遊園の維持管理のあり方についても集落とともに見直しを検討。</p>
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> 町民への説明。 臨海西公園の廃止に向けた手続き(港湾計画の変更手続き、条例改正)。

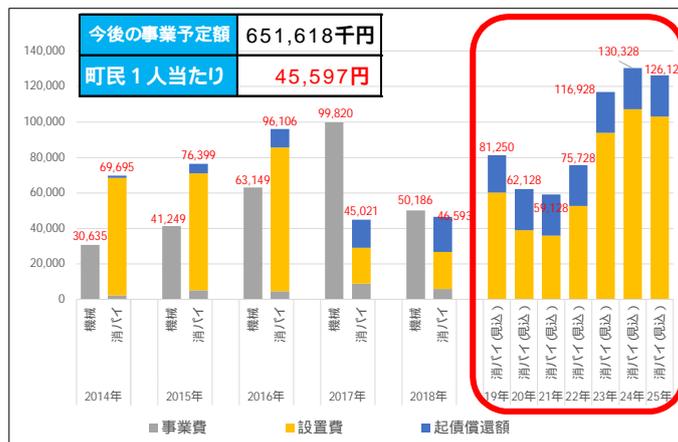
道路整備 維持管理事業と除雪事業

観点4】政策的優先度の検討

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 安全で利便な交通機能・集落空間機能等のための道路整備・維持。 冬季間における交通機能の確保。 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 道路の新設地と危険個所の修繕などの維持管理を行う。 冬期間は、道路整備状況に応じて機械除雪を行うとともに、消雪パイプの整備を進める。 		
開始年度	-	運営方法	直営・委託
必要性	必需的	市場性	非市場的



(図表3-2-5-2 道路整備に係る事業費の推移)



(図表3-2-5-1 除雪に係る事業費の推移)

主な成果	道路の整備・維持、冬期間における除雪・消雪がなされている。
課題	道路及び消雪パイプの新規整備は、毎年多額の事業費となっているが、今後の整備予定から、同様の見込み。

改革の方向性	今後の道路及び消雪パイプの新設について、事業実施の優先度から十分に精査。
改革のプロセス	・ 町民への説明。

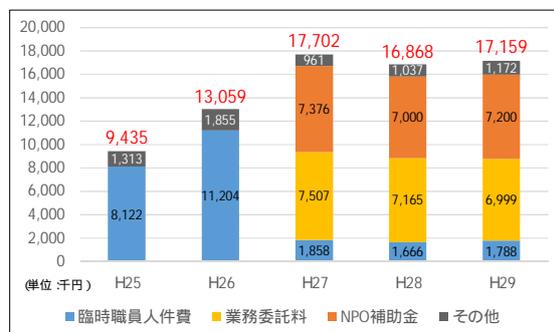
環境美化事業

【視点1】費用対効果の検討

【視点4】政策的優先度の検討

事業の目的	町民の環境意識の高揚を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 道路・公園等でのプランターの設置や水やり等による環境美化活動の先導役となるNPOへの補助。 ボランティア団体の育成。 		
開始年度	平成25年度	運営方法	補助
必需性	選択的	市場性	非市場的

平成29年度事業費	17,159千円
財源	-
利用者数	14,291人(全町民)
利用者一人あたりのコスト	1,201円



(図表3-2-5-3 事業費の推移)

他団体事例	-
-------	---

主な成果	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人「環境美化ネットせいろう」(H26年設立)が、花いっぱい運動等で、町民の環境意識の高揚に努めてきた。 ボランティア団体は、24団体となり、取組が広がっている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 限られた財源のなかの政策的優先度という点で、現在の事業規模に、町民ニーズがどの程度存在するのか明らかでない。 NPO運営費のほぼ100%が町による助成で成り立っており、NPOの自立運営を阻害していないか。 ボランティアの活動をさらに促進すべき。

改革の方向性	財政面での事業規模を縮小し、ボランティアによる活動を一層促進。
改革のプロセス	<ul style="list-style-type: none"> コスト縮減に向けた事業のあり方について、関係者と協議・検討。

第3章 その他の事業の見直し

この改革を進めるうえでは、第2章で掲げた主要事業のみならず、行政の内部コストである業務経費を含めたその他の事務事業についても見直しが必要です。

今後、大綱の取組期間のなかで、町の全ての事業について、「5つの視点」や有識者会議の考え方を踏まえて見直しを行います。

具体的には、毎年度の予算編成に併せて見直しを行い、その結果を次年度予算へ反映させていきます。

検討の状況は、随時、町民の皆様にもお知らせし、また、ご意見をお聴きしながら進めていきます。

第4章 事務事業の見直しに合わせたその他の取組

1 公共施設のあり方を見直しに向けた検討

第1章第4節3「公共施設の老朽化への対応」でも述べたように、今後、町の公共施設の老朽化に伴う大規模修繕や更新への対応が求められてきます。これらの施設は、老朽化への対応のために大規模な経費を要する一方で、人口減少や少子・超高齢化等の社会的な要因により、施設の利用需要に変化が生じてくることも予想されます。

そこで、今後の公共施設のあり方について、施設の再配置を含めた具体的な検討が必要です。

限られた財源のなかで、効果的な施設管理を推進するため、聖籠町公共施設等総合管理計画を踏まえながら、今後の維持管理に向けた具体的な方向性を検討します。検討にあたっては、有識者等で構成される外部会議を設置し、学識者や町民の皆様の意見を踏まえながら検討を進めます。

2 NPO 法人の自立運営に向けた支援

町が支援して設立されたNPO法人²³については、町の補助金や委託事業が事業運営の中心になっています。

NPO法人については、本来は、町による事業のみに依存せず、自己財源による運営が望ましい姿といえます。

NPO法人の自立運営体制の確立に向けて、事業計画の作成などの必要な支援を行います。

²³ 町が主導した設立したNPO法人：特定非営利法人（特非）環境美化ネットせいろう、（特非）海レクサポートせいろう、（特非）スポネットせいろう

第4部 新たな定員管理と組織再編

(聖籠町定員管理計画)

第1章 職員の状況

1 職員数の状況と類似団体との比較

職員数については、これまでの行政改革の取組を通して、定員の削減に努めてきたところであり、平成30年4月1日現在では、176人となっています。

職種別には、主に事務を担当する一般行政職が全体の約65%と最も多く、次いで、幼稚園(こども園)教育職、現業的業務を担う技能労務職と続きます。

また、業務の部門別の内訳をみると、教育部門に約3割の職員が配置されています。これは、町立こども園を3園運営していることや、16の社会教育施設を設置していることによるものです。

平成29年4月1日現在の職員数を類似団体と比較すると、教育と公営企業会計を除いた一般行政計では、類似団体のそれよりも約8.5ポイント低い一方で、教育部門では、約42ポイント大きくなっています。

一般行政職	115
幼稚園教育職	33
技能労務職	9
保健師	7
看護師	5
子どもソーシャルワーカー	3
医師・歯科医師職	1
栄養士	2
教育指導主事	1
総計	176

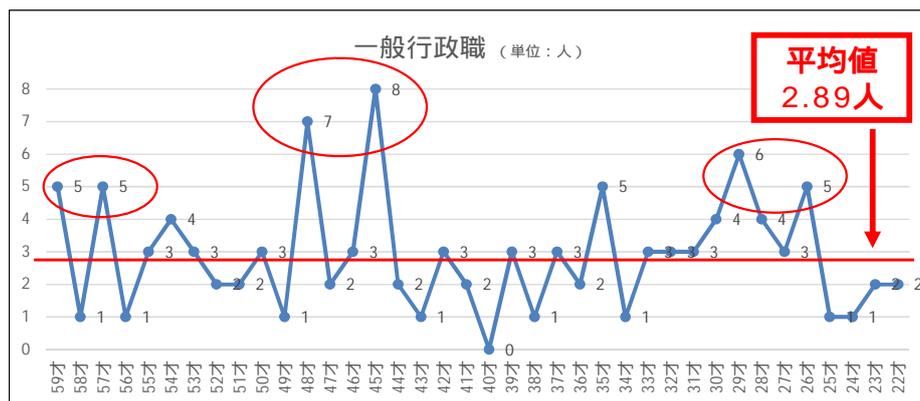
(図表4-1-1-1 職種別の職員数の状況)

大部門	聖籠町 職員数 H30.4.1	類似団体との比較			
		聖籠町 H29.4.1	類似団体	超過数	超過率
議会	3	3	2	1	33.33
総務 企画	32	32	38	6	18.75
税務	10	9	10	1	11.11
民生	16	15	13	2	13.33
衛生	13	12	10	2	16.67
農林水産	9	9	10	1	11.11
商工	2	2	6	4	200.00
土木	12	12	13	1	8.33
一般行政計	97	94	102	8	8.51
教育	60	60	35	25	41.67
公営企業等会計	19	19			
合計	176	173			

(図表 4 - 1 - 1 - 2 部門別職員数の状況と類似団体との比較)²⁴

2 一般行政職の職員の年齢構成

専門職や技能労務職員を除く一般行政職の年齢構成をみると、全世代の平均値は2.89人ですが、50代後半、40代後半、20代後半でそれを大きく上回っています。年齢構成がいびつな状態であり、役場組織の持続的な業務遂行の観点から改善（年齢構成の平準化）を図る必要があります。



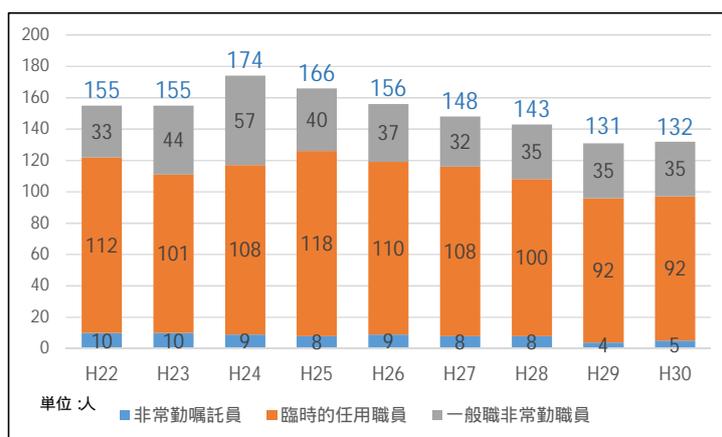
(図表 4 - 1 - 2 一般行政職員の年齢別の職員数)

²⁴ 一般行政部門及び普通会計部門（大部門から小部門まで）について、類似団体内で、人口1万人あたりの職員数の平均値（加重平均値）を算出し、職員数の比較を行うもの。（出典：総務省定員管理調査）

3 臨時・非常勤職員の状況

いわゆる臨時・非常勤職員²⁵は、事務補助から用務員、介助員など幅広い職種で現在も相当数を任用しています。

臨時・非常勤職員は、町の行政運営において、最小のコストで最も効果的な行政サービスを提供するうえで必要な任用形態の一つですが、国からは、制度の趣旨や勤務内容に応じた適切な任用・勤務条件を確保することが求められています。



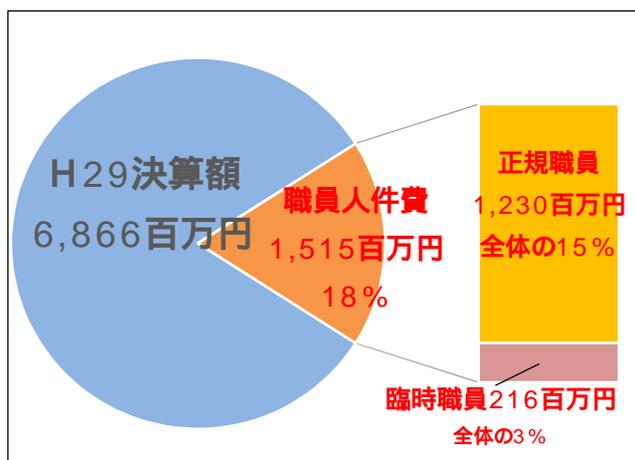
(図表4-1-3 臨時・非常勤職員数の推移)

4 人件費の状況

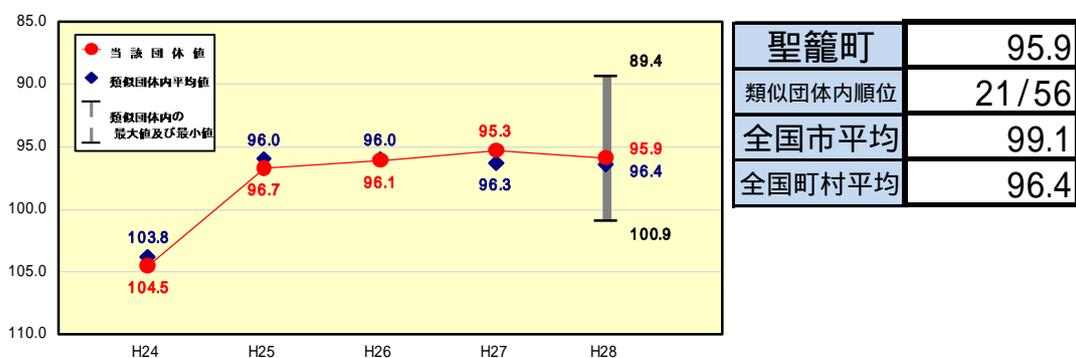
町の財政に占める人件費の割合は、約18%であり、総額で約15億円となっています。職員の給与水準については、国のそれと比較して低く、また、全国町村の平均値よりも下回っています。

その一方で、時間外勤務手当の支給状況をみると、過去10年間では、平均約3400万円/年を支出していることとなります。

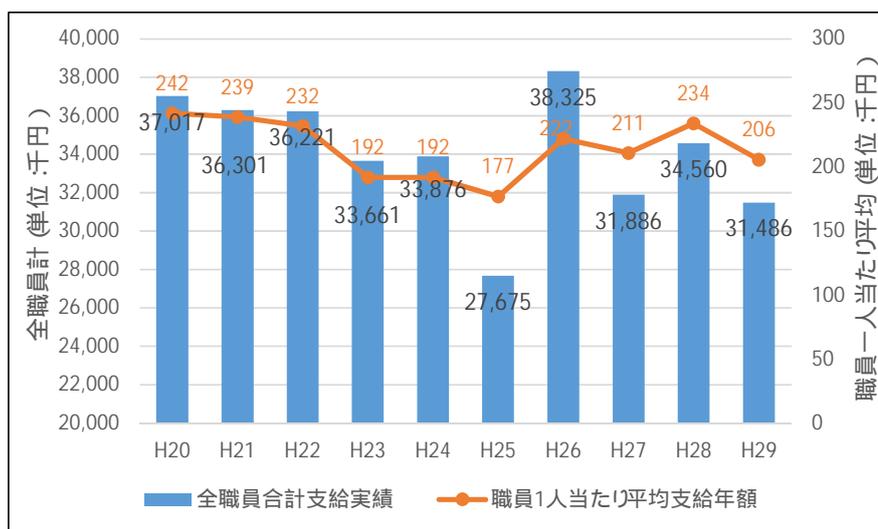
²⁵ 臨時・非常勤職員：地方公務員法に基づく、特別職非常勤嘱託員、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の総称。



(図表4-1-4-1 財政に占める職員人件費の割合)



(図表4-1-4-2 国等との給与水準の比較(国の水準を100とした場合))²⁶



(図表4-1-4-3 時間外勤務手当の支給額の推移)

²⁶ 出典：平成28年度財政状況資料集

第2章 地方自治体の職員管理を取り巻く近年の動向

1 公務員の高齢期の雇用に関する動向と課題

公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられたことに伴い、60歳で定年退職を迎える職員等について、無収入の期間が生じないように、雇用と年金の接続を図る必要があります。

この雇用と年金の接続の対応は、広く社会的な要請として民間企業でも定年の引き上げや継続雇用制度の導入といった取組により進められているところであり、国や地方自治体においては、定年退職後に年金支給開始年齢に達するまで再度の任用を行う再任用制度の運用により対応を図っています。

再任用制度の運用においては、原則として、定年退職者等のうち、希望者全員を再任用することとされており、新規採用とのバランスが課題となっています。

また、高齢層職員の任用にあたっては、その能力・経験を本格的に活用していくことが必要であり、こうした観点から、現在、国において、定年の段階的な引き上げについても議論されているところです。

対象者	主に定年退職者		
任期	1年以内（一定の条件の下で更新が可能。）		
任期の末日	再任用職員が65才に達する以後の最初の3月31日以前		
勤務条件		フルタイム	短時間勤務
	勤務時間 (1週間当たり)	38時間45分	15時間30分～31時間までの範囲内の時間
	給料 (月額)	214,800円	171,840円 (勤務時間が週31時間の場合)
	昇給	昇給なし	
	期末勤勉手当 (月数)	2.25月 (定年前職員：4.3月)	
処遇	主任に発令され、他の一般職員と同様の事務に従事		

(図表4-2-1 聖籠町の再任用職員の勤務条件(平成30年4月1日現在))

短時間勤務制度については運用していない。

2 会計年度任用職員制度の施行

臨時・非常勤職員の任用に係る制度は、従来、その内容が不明確であるとさ

れ、地方自治体によって任用・勤務条件に関する取扱いにバラつきがみられ、勤務条件に関する課題も指摘されてきました。

このようななか、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、国において、新たに「会計年度任用職員」の制度が設けられました。

この新制度により、従来の特別職非常勤職員と臨時的任用職員については、対象となる者が厳格化されるとともに、これまで一般職として任用してきた非常勤職員は、会計年度任用職員制度へ移行することとされました。2020年度の新制度施行に向けて、各地方自治体では、必要な準備が求められています。

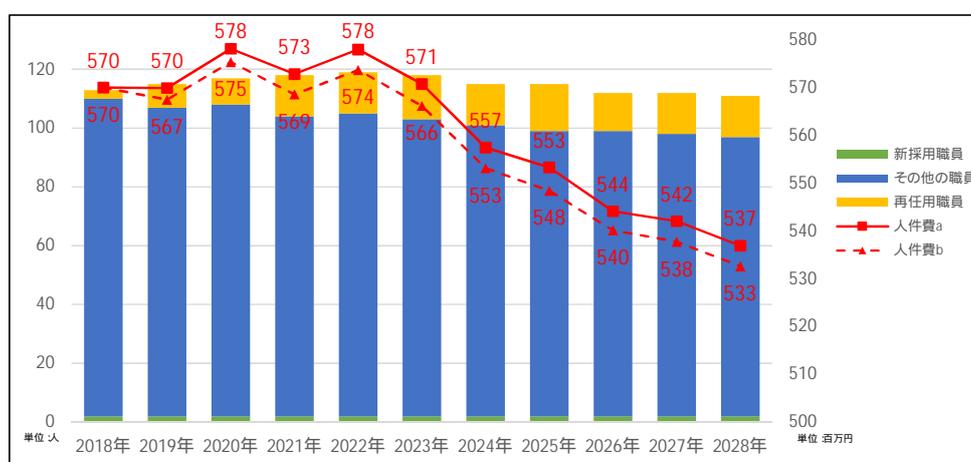
第3章 これからの定員管理の方針

1 必要性と課題

行政として、組織の内部コストの縮減に向けた効率的な体制へ見直すことが必要です。しかし、組織の新陳代謝と年齢構成の平準化を図る観点からは、今後も新規採用職員を一定数確保する必要があります。その一方で、定年退職者の雇用と年金の接続を図る観点から、国の指針により、希望者全員を再任用することとなっています。

また、再任用職員の数は今後増加することが見込まれており、再任用職員をどのような部署でどのような職務に配置するかについて十分に検討し、制度を適切に運用しなければなりません。

これらの状況から、従来の行政改革で取り組んできたような職員数の削減に主眼を置いた定員管理は困難であり、これまでとは異なる視点から新たな定員管理に取り組んでいく必要があります。



- ・ 今後10年間の一般行政職の職員数と人件費の推移のシミュレーション。
- ・ 職員数の推移は、定年退職者全員を再任用した場合とし、新規採用者数は、年齢構成の平準化を図れる程度として各年2人と仮定する。
- ・ これによると、当面の間、実質的な職員数は増加又は2018年度と同水準が続く見込み。
- ・ 人件費は、定年退職者の全員をフルタイムで再任用した場合（「人件費a」）とフルタイムと短時間勤務を半数ずつとした場合（「人件費b」）に分けて試算。

（図表4-3-1 一般行政職の職員数の推移の試算）

2 これからの定員管理の方向性

先述したとおり、計画的な職員数の削減は困難であることから、総人件費を抑制することで、組織の効率性を追求するとともに、活力ある組織を構築・維持するために、必要な取組を進めることとします。

3 取組方針

(1) 再任用職員の効果的な配置と活用

再任用職員がそれまでに培ってきた多様な専門知識や経験を最大限活用できる配置を進めます。

また、既存のポストだけでなく、若手職員の指導業務など、新たなポストへの配置についても検討します。

併せて、高齢層職員に多様な働き方の選択肢を提供し、もって、組織の効率性を高めるべく、再任用の短時間勤務制度も導入します。

再任用職員制度の運用にあたっては、現在国において議論が行われている定年延長制度の動向を注視しながら、必要に応じて高齢層職員の新たな活用方法も検討します。

(2) 計画的な職員採用

組織の新陳代謝を図り、役場組織の持続的な業務遂行力を確保するため、一般行政職については、一定数の新規採用を確保していきます。

専門職については、これからの政策の推進に合わせて必要となる人員を適宜確保します。

技能労務職については、退職者不補充を原則とし、可能な限り、民間等へ業務の委託を進めます。

(3) 会計年度任用職員制度への適切な移行と活用

現在、臨時・非常勤職員として任用している者については、その職務内容に応じて、会計年度職員制度へ適切に移行します。

また、今後も、各事務事業の遂行に必要な職種及び人数を精査しながら任用と活用を進めます。

(4) 指定管理者制度の導入等の推進

町民会館の管理・運営やスポーツ事業などの現業的業務を始めとする、民間の活力を取り入れることによって、町民サービスの維持・向上や経費の削減が図られる事務については、指定管理者制度の導入や民間委託を進めます。

(5) 町民との協働の推進

町民との協働によるまちづくりの理念のもと、町民と行政が連携・協力することが効果的と思われる事務事業については、町民との協働やボランティア団体の育成を促進します。

(6) 職員のワーク・ライフ・バランスの推進

行政運営の効率性を追求した結果、職員の疲弊を招き、逆に組織の能率が低下することがないように、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。

具体的には、長時間労働の縮減や年次休暇の取得促進を図るべく、各部署における業務の協力体制の構築や所属長や担当職員への意識啓発に取り組みます。

(7) 組織再編

第4章に記述。

第4章 組織再編の考え方

組織の内部コストの縮減に向けた効率的な体制への見直しの必要性に加え、将来的な人口減少と人生100年時代を見据えたこれからの時代に生じる行政課題に柔軟に対応できる役場組織を構築することが必要です。

このため、次のような視点から、組織再編についても検討を進めます。

この章に記載したものは、あくまで考え得る手法の一例であり、今後、他の選択肢も含めながら柔軟に検討を進めます。

1 町民の皆様が使いやすい役場組織への見直し

(1) 役場庁舎のコンシェルジュ的機能の設置

役場を訪れる方々が、迷うことなくスムーズに用件を満たせるような役場庁舎の体制・仕組みづくりが必要です。

(2) 担当課が複数ある事業について、窓口の一元化や事務処理体制の見直し

例えば、納税に関する事務や、子どもに関する事務など、担当する部署が複数の課・室にまたがっているものは、利用者の方にわかりづらいことや、不便を感じさせてしまうこともあるほか、児童虐待など複数の課で連携して処理している事務もあり、利便性の向上や体制強化に向けた見直しが必要です。

2 これからの行政課題へ戦略的に対応できる組織への変革

(1) 地方分権・地方創生の時代に適合できる企画力の強化

近年における地方自治体には、その自主性を高めるための地方分権改革の推進や、まち・ひと・しごと創生（地方創生）²⁷に向けた取組が期待され

²⁷ 町における地方創生に向けた取組：町の人口の将来展望を示した「人口ビジョン」を踏まえ、少子・超高齢化の進展に的確に対応し、将来的な人口減少に歯止めをかけるとともに、住みよい地域社会を維持していくため、「聖籠町まち・ひと・しごと総合戦略」を平成28年3月に策定し、取組を推進している。

ており、地方自治体の創意工夫による行政サービスの展開が求められています。町行政の企画・調整機能を強化し、政策を戦略的に推進するための体制整備が必要です。

(2) インフラ施設の維持管理のための機動的な体制の構築

道路や上下水道は、施設を拡張する時代から維持管理する時代へ転換しており、今後は老朽化した施設の大規模更新が必要となるほか、近年は全国的に多発化・激甚化が懸念されている災害への対応などにも的確に対応しなければなりません。

インフラ整備等に必要な専門知識や経験を有する職員が限られているなかで、多様な業務に従事するための組織の機動力の向上と合理化が必要です。

(3) 人生 100 年時代における、町民との協働促進及び生涯を通じた「いきがい」づくり

地域社会の抱える課題が多様化・複雑化していることから、地域課題解決の担い手の育成や、社会全体で子どもを支えるため、学校・家庭・地域の連携がさらに必要とされています。

また、人生 100 年時代の到来は、住民一人ひとりの生き方にも影響し、生涯を通じた「いきがい」づくりも今後益々重要とされます。

学校・家庭・地域との連携強化のための体制づくりを進めるとともに、生涯学習の充実に向けて、事業の企画立案能力を強化することが必要となります。

3 組織階層の見直し

組織再編により課の統廃合を進めた場合、一つの課の事務の範囲が拡大する一方で、課長などの組織マネジメントが困難になることも考えられます。

そこで、組織の機動力の維持・向上を図るため、従来の係制に加えて、ある程度の範囲の事務を処理する単位として、課の中に室を（「課内室」といいます。）を設置し、課長の権限の一部を課内室長へ委譲することも検討します。

また、従来の課長 - 課長補佐 - 係長 - 係員という構造も見直し、意思決定の迅速化や組織の総戦力化を図るためのフラット化についても検討します。

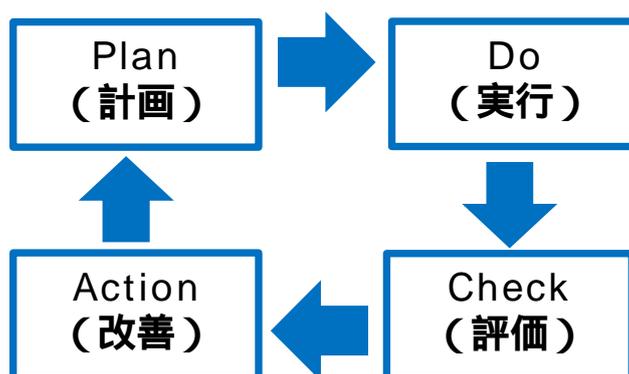
第5部 改革の推進体制

第1章 事務事業評価体制の確立

この行財政改革を終えた後も、その理念が町に根付き、活力と安心ある地域社会の実現を目指して、質の高い行政サービスを展開していくことが、この改革の真価であると考えます。

そのためには、この改革で見直しを行った既存事業のみならず、これから実施していく事務事業についても不断に検証していくことが必要です。その事業が最小のコストで最大の成果をあげるべく、PDCA サイクルによって改善を図ることで、次年度の事業のあり方(予算)に反映させていくことが望ましいといえます。

現在、町では、毎年度、事務事業評価²⁸を行っています。今回の改革で用いた「5つの視点」を活用することや、アウトプット・アウトカムの評価指標を適切に設定することで、その精度を高めていきます。



(図表 5 - 1 - 1 PDCA サイクルのイメージ)



(図表 5 - 1 - 2 評価指標設定のポイント)

²⁸ 事務事業評価：事務事業執行の効率と成果を客観的に測定し、職員のコスト意識を高め、効率的・効果的な行政運営を推進すること等を目的として、平成 23 年度から本格的に実施している。対象となる事業は、過去 3 年間の事業費の合計が 100 万円を超える事業。ただし、義務的性格の強いものは対象外。

第2章 改革を町民との協働で実現するために

1 開かれた町政の実現 ～情報公開の徹底と町民協働の推進～

改革を進めていくためには、取組に対する町民の皆様のご理解と、町政への信頼をいただくことが不可欠です。

よって、改革の取組状況を始め町の行政運営について、いかにわかりやすく町民の皆様にお伝えできるかといった視点から、広報せいろうやホームページ、町民説明会等も活用しながら、町政に関する情報を積極的に公表するよう努めていきます。

また、町民の皆様との協働を推進するべく、町民の皆様との意見交換の場や、パブリック・コメントなども積極的に展開し、行政の透明化を図ることで、開かれた町政の実現を目指します。

2 改革の効果検証

この改革が町民の皆様のご生活にも広く関わっていくこと、また、取組の成果と課題をその後の行政サービスに活かしていくため、大綱の取組期間が終了する時点を目途に、改革の効果検証を行い、その結果を公表します。

参 考 资 料

大綱の策定経過

年月日	内容
H30.4.3	行政改革推進本部の下に改革部会を設置 (構成員：副町長、教育長、地方創生戦略監、総務課長、 税務財政課長)
H30.4.23 ~ 6.30	事務事業の見直しに向けたヒアリング
H30.7.6	改革の方向性に関する中間とりまとめ
H30.8.30	行財政改革の方向性と論点整理 公表
H30.9.7	聖籠町行財政改革有識者会議 < 第 1 回 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組背景及び基本理念について ・ 事務事業の見直しに向けた論点整理について ・ これからの定員管理のあり方と組織改正に向 けた論点整理について
H30.9.28	< 第 2 回 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の見直しについて (生活環境分野)
H30.10.11	< 第 3 回 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の見直しについて (教育・子育て分野、農業・産業観光分野)
H30.10.29	< 第 4 回 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の見直しについて (福祉分野、公共事業分野)
H30.11.7	< 第 5 回 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 定員管理と組織改正について ・ 意見書の取りまとめ
H30.11.19	町長へ意見書を提出

年月日	内容
H30.11.30	聖籠町行財政改革大綱（案）作成
H30.12.1～12.30	パブリック・コメント（住民意見提出手続き）
H30.12.16	町民説明会（全3回） （会場：亀代小学校、蓮野小学校、山倉小学校）
H31.2.8	聖籠町行財政改革大綱 策定・公表

聖籠町行政改革推進本部設置要綱

聖籠町行政改革推進本部設置要綱（昭和60年9月1日・訓令第5号）

(設置)

第1条 行財政の合理化と効率化を推進するため、聖籠町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は町長の事務局の課長及び議会並びに行政委員会の事務局の長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年9月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

聖籠町行財政改革有識者会議委員一覧

(敬称略・五十音順)

役 職	氏 名	備 考
町PTA連絡協議会 会長	安尻 学	
町社会福祉協議会 副会長	佐藤 直子	社会福祉協議会推薦
新潟大学経済学部 教授	穴戸 邦久	会長
亀代地区育児サークル代表	島村 優里	
町教育委員会 委員	高崎 美由貴	教育委員会推薦
代表区長会 会長	高松 幹雄	
町民生委員児童委員	手嶋 京子	民生委員児童委員協議会 推薦
町代表監査委員	二宮 秀男	会長代理
町商工会 会長	森 猛義	
町老人クラブ連合会 会長	森田 春雄	
町農業委員会 会長	吉田 春雄	

聖籠町行財政改革有識者会議設置要綱

聖籠町行財政改革有識者会議設置要綱（平成30年4月24日・告示第39号）

（趣旨）

第1条 聖籠町の行財政改革の取組に関し、有識者等の意見を聴取するため、聖籠町行財政改革有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 会議は、委員13人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）行財政改革に識見を有する学識経験者
- （2）関係機関の職員
- （3）その他町長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の年度末とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び代理者）

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月24日から施行する。

附 則（平成30年8月2日告示第61号）

この告示は、告示の日から施行する。

聖籠町行財政改革大綱

〔聖籠町定員管理計画〕

2019年2月策定

聖籠町総務課

〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4
電 話 0254-27-2111
ファクシミリ 0254-27-2119
電子メール soumu@town.seiro.niigata.jp
ホームページ www.town.seiro.niigata.jp

